

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	59 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	36 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和48年7月から同年9月まで

私は、昭和39年6月に入籍したが、独身のころの私の国民年金保険料及び入籍から43年ごろにA市B区へ転居するまでの間の私と妻の保険料を、父が納付してくれたと思う（申立期間①）。

転居後は、妻が、夫婦二人分の保険料を3か月に一度、自宅に来訪する同区役所の男性の集金人に納付していた（申立期間②）。

申立期間①及び②について、納付記録が無く、未納と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A市B区に転居後の申立人夫婦の国民年金保険料は申立人の妻が納付していたとするところ、申立人は、申立期間②を除き当該期間の保険料に未納は無く、申立人の妻の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間②は、3か月と短期間である。

さらに、申立人は、申立期間②の前後を通じて申立人夫婦の住所及び仕事などの生活状況に大きな変化は無かったとしている上、申立期間②前後の保険料は3か月ごとに現年度納付されており、納付意識の高い申立人の妻が、申立期間②の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、その父が保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年1月ごろに申立人の兄及び姉と連番で払い出されていること

が確認できる。

しかし、連番で払い出されている申立人の兄及び姉も申立期間①の保険料は未納であり、申立人と同様に昭和 37 年 4 月から納付されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①の保険料の納付に直接関与しておらず、納付したとする申立人の父は既に死亡していることから、当時の申立期間の納付状況等の詳細は不明である。

さらに、申立人の父が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 48 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月から同年 12 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで
③ 昭和 48 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 39 年 6 月に入籍したが、独身のころの私の国民年金保険料は、母が納付してくれ、入籍したころに夫の実家の近所の A 市 B 区に転居したので、その後、43 年ごろに同市 C 区へ転居するまでの間の保険料は、義父が、夫の保険料と一緒に納付してくれたと思う（申立期間①及び②）。

昭和 43 年ごろに同市 C 区へ転居してからは、私が、夫婦二人分の保険料を 3 か月に一度、自宅に来訪する同区役所の男性の集金人に納付していた（申立期間③）。

申立期間①、②及び③について、納付記録が無く、未納と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、12 か月と比較的短期間である上、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 7 月ごろに A 市 D 区において払い出された上、同年 4 月から申立期間直前の 38 年 12 月までの国民年金保険料は納付されており、申立人の陳述と符合する。

また、申立人に係る A 市 B 区の被保険者名簿を見ると、同市 D 区から同市 B 区への国民年金の住所変更手続きが、昭和 42 年 2 月に行われたことが確認でき、申立期間①の保険料について、申立人が入籍した昭和 39 年度までの保険料を申立人の母が納付していた可能性は否定できない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間①直後の昭和 40 年 1 月から同年

3月までの保険料が納付されたことが記録されているところ、申立人に係る特殊台帳には、39年4月から同年6月までの期間が納付済みと記録されており、行政機関における事務処理の誤りがうかがわれる。

申立期間③について、昭和43年にA市C区に転居後の申立人夫婦の国民年金保険料は、申立人が納付したとしているところ、申立期間③を除き、当該期間の国民年金保険料に未納は無く、申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間③は、3か月と短期間である。

さらに、申立人は、申立期間③の前後を通じて申立人夫婦の住所及びその夫の仕事などの生活状況に大きな変化は無かったとしている上、申立期間③前後の保険料は3か月ごとに現年度納付されており、納付意識の高い申立人が、申立期間③の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②について、申立人は、申立人及びその夫の保険料を、当時近所に住んでいた義父が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係るA市B区の被保険者名簿を見ると、申立人に係る国民年金の住所変更手続が昭和42年2月に行われ、申立期間②直後の41年4月から42年3月までの保険料が、同年4月に納付されていることが確認できるところ、上述のとおり、国民年金の住所変更手続が行われたとき、その時点で現年度納付が可能な期間の保険料がさかのぼって納付されており、それ以前の保険料は、同区では納付できない。

また、申立人は、申立期間②の保険料納付に直接関与しておらず、納付したとする申立人の義父は既に死亡していることから、申立期間②の納付状況等の詳細は不明である。

さらに、申立人の義父が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の申立期間②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から同年12月までの期間及び48年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から同年9月まで
私は妻とA県で夫婦二人分の国民年金に加入した。

B市に転居してからは、妻がC町の公設市場内で商売をしていたため、妻がこの公設市場で保険料を納付していた。公設市場には毎日複数の銀行の行員が来ており、銀行名は覚えていないが、いずれかの行員に、妻が夫婦二人分の保険料の納付を依頼していた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が公設市場で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の納付状況をみると、申立期間を除き昭和36年4月から60歳に到達する60年*月までの国民年金保険料を納付し、また、61年10月から62年10月までの13か月は高齢任意加入をしており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間前後には、生活状況等に特段の変化は見られなかったほか、申立期間の保険料を納付できない理由も見当たらない。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人の納付意識の高さがうかがえることなどを踏まえると、申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月から 50 年 12 月まで
② 昭和 62 年 7 月から同年 9 月まで

私は、40 歳ごろに母から今まで 20 年かけてきたからと言って年金手帳を受け取ったので、20 歳になった昭和 43 年ごろに国民年金に加入してもらい、保険料は、①については同居していた父が、②については元妻が支払っていたはずである。それなのに申立期間が未納とされており、納得できない。納付は父と元妻にすべて任せていたので金額は分からないが、定期的に市役所で直接納付していたように思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年ごろ国民年金に加入し、加入時以降の保険料については、父親等に継続して納めてもらっていたので、申立期間の未納とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立期間②について、申立人及びその元妻の納付記録をみると、納付を行ったとする元妻は自身の保険料を未納としながらも、昭和 62 年 1 月から同年 6 月までの保険料を 63 年 3 月に、62 年 10 月から 63 年 3 月までの保険料を平成 2 年 1 月に夫の分のみ過年度納付を行っていることが市の被保険者名簿及び社会保険庁の記録から確認でき、両期間に挟まれた申立期間②についても国庫金納付書を取得していたものと考えられ、同様の納付がなされていた可能性は否定できない。

次に、申立期間①について、申立人の加入記録をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和 51 年 1 月 28 日に払い出されていることが同払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間の一部は時効により、既に納付できな

い期間になっているほか、43 年ごろに納付を開始したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人が 20 歳になった昭和 43 年当時に居住していた A 市の被保険者名簿を見ると、B 市から転居した後の 55 年 8 月に新規に作成されたものであることが確認でき、それ以前に国民年金加入手続がなされた形跡は見られない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間①の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から同年12月まで
会社を退職すると、国民年金に加入しなくてはならないことを知っていたので、昭和50年1月22日にA区役所で加入手続をして、この時に国民年金手帳を受け取った。

加入手続後の保険料納付は、妻に任せていたが、妻はいつも夫婦二人分の保険料を合わせて同じ日に、納付期限内に3か月ごとに納付していたはずであり、忘れることはあり得ないと思う。また、申立期間の保険料は3,300円であったと記憶している。

申立期間の保険料について、妻は納付済みとなっているのに、私の分のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年3月に払い出されており、また、申立人所持の国民年金手帳も同年1月22日に発行されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

一方、申立人は、昭和50年1月から再び厚生年金保険に加入する前月の平成2年3月まで、申立期間を除き国民年金保険料を完納しており、夫婦二人分の保険料納付を担っていた申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人及びその妻が所持している国民年金保険料領収証書を見ると、申立期間直前の昭和50年7月から同年9月までの期間の保険料は、夫婦とも同年7月30日に現年度納付しており、また、申立期間の妻の保険料は、51年1月27日に現年度納付していることが確認でき、保険料納付意識の高かった申立人の妻が、自身の保険料のみ納付し、申立人の申立期間の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

さらに、申立人が納付したとする申立期間の保険料額は、当時の保険料額と一致している。

加えて、申立期間は3か月と短期間である上、当時の申立人の生活状況に特段の変化は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和32年5月5日、資格喪失日は34年9月25日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月5日から34年9月25日まで

私は、昭和32年5月に、弟と一緒にB市C区にあるA社に入社した。弟は数日で退社したが、私は34年9月まで継続して勤務していた。社会保険庁の記録によると、数日で退社した弟が、32年5月5日から34年9月25日までA社で勤務したことになっているが、同社で実際に勤務していたのは私である。

私が写ったA社の慰安旅行の写真により、同社で勤務していたのは弟ではなく私であることが証明できる。

当時の健康保険被保険者証が、弟の名前になっていたことは気付いていたが、気にせずに使っており、若い時とはいえ、本当に愚かなことをしている。

A社で勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、「当時の健康保険被保険者証の氏名が弟のものとなっていた。」旨の主張をしているところ、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の弟の氏名で基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和32年5月5日、資格喪失日は34年9月25日。）が確認できる。

一方、申立人の弟の妻から提出された証言書及び同僚の陳述内容から判断すると、申立人の弟は、数日間でA社を退職したものと考えられる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間のほか、昭和48年3月14日から50年10月28日までの期間においてもA社で勤務していたことが確認できるところ、同社において、両方の期間に勤務していたことが確認できる同僚から、「昭和32年5月から34年9月まで勤務したD氏と、48年3月から50年10月まで勤務したD氏は同一人物である。」旨の陳述が得られた。

さらに、申立人がA社退社後に勤務したE事業所における同僚に、申立人から提出されたA社の慰安旅行の写真を見せたところ、複数の者から、「E事業所で勤務していたD氏と写真の中で、申立人が本人と申し立てている人物とは同一人物である。当時、D氏が、『E事業所に勤務する前に、B市C区にあるA社で勤務していた。』と話していたことを覚えている。」旨の陳述が得られた。

なお、申立人から提出された写真には、同写真がA社の慰安旅行時のものであることを直接確認できる手掛かりは写っていないが、申立期間当時の同社の同僚から、「昭和33年3月ごろA社の慰安旅行時のものである。」旨の陳述が得られた。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人のものであると認められ、申立期間において、申立人がA社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の弟に係る未統合の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年7月から15年3月までの期間に係る標準報酬月額記録については24万円、同年4月から16年5月までの期間に係る標準報酬月額記録については30万円に訂正するとともに、15年7月15日の標準賞与額に係る記録については24万2,000円とする必要がある。

なお、事業主は、平成13年7月から16年5月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、平成15年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から16年7月1日まで

私は、A社において平成8年7月26日から16年6月4日までB業務に従事していた。

社会保険事務所で被保険者記録を確認したところ、同社の平成8年9月から16年6月までの標準報酬月額が、実際に支払われていた給与と異なっていることが分かった。当時の給料支払明細書をほとんど保管しており、その総支給額とは異なる標準報酬月額によって保険料が控除されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、平成15年7月15日に支給された賞与についての記録も無いとの回答をもらったが、当該賞与の支給状況が確認できる賞与支払明細書を保管しているので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料支払明細書、賞与支払明細書及びA社提出の賃金台帳等における保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年7月から15年3月までの期間は24万円の標準報酬月額、同年4月から16年5月までの期間は30万円の標準報酬月額、15年7月15日は24万2,000円

の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与又は賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額(又は標準賞与額。)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額(又は賞与額。)のそれぞれに基づく標準報酬月額(又は標準賞与額。)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(又は標準賞与額。)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額及び標準賞与額については、上記資料において確認できる保険料控除額又は報酬月額から判断すると、平成13年7月から15年3月までの期間に係る標準報酬月額は24万円、同年4月から16年5月までの期間に係る標準報酬月額は30万円、また、15年7月15日に係る標準賞与額については、24万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成13年7月から16年5月までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、給料支払明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人に係る平成15年7月15日の標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、上記資料から判断すると、申立期間のうち、平成8年9月及び同年10月の期間は標準報酬月額16万円に基づく保険料額、同年11月から11年11月までの期間は標準報酬月額18万円に基づく保険料額、同年12月から13年6月までの期間は標準報酬月額20万円に基づく保険料額が控除されており、これらの保険料額に基づく標準報酬月額は社会保険庁の記録ともおおむね一致していることから、社会保険庁に記録されている標準報酬月額を超えて保険料を源泉控除されていた事実は認められない。

また、退職月に当たる平成16年6月については、上記資料から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は11万円となり、本来はこの金額が申立

人に係る標準報酬月額として社会保険庁に記録されるべきと考えられるところ、同年6月の標準報酬月額は24万円として記録されていることが確認できる。

このほか、平成8年9月から13年6月までの期間及び16年6月において、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成4年5月から同年9月までの期間については44万円、同年10月については41万円、同年11月及び同年12月については44万円、5年1月については41万円、同年2月については44万円、同年3月から6年3月までの期間については38万円、15年4月から17年2月までの期間については24万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成4年5月から6年3月までの期間及び15年4月から17年2月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から17年4月21日まで

社会保険庁の記録では、A社での平成4年5月から同年7月に係る標準報酬月額が36万円、同年8月から17年4月21日に係る標準報酬月額が20万円となっているが、当該期間に給与が下がった事実はなく、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社における給料支払明細書から、申立人は、申立期間のうち、平成4年5月から6年3月までの期間及び15年4月から17年2月までの期間において、社会保険庁に記録されている標準報酬月額（平成4年5月から同年7月までは36万円、同年8月から17年4月までは20万円。）から当時の保険料率に基づき算出される控除額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月

額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成4年5月から同年9月までの期間については44万円、同年10月については41万円、同年11月及び同年12月については44万円、5年1月については41万円、同年2月については44万円、同年3月から6年3月までの期間については38万円、15年4月から17年2月までの期間については24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成4年5月から6年3月までの期間及び15年4月から17年2月までの期間について、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、上記給料支払明細書から、申立期間のうち、平成6年4月から同年10月までの期間及び7年2月から8年9月までの期間は標準報酬月額14万2,000円に基づく保険料額、6年11月から7年1月までの期間は標準報酬月額12万6,000円に基づく保険料額、8年10月から9年9月までの期間及び10年1月は標準報酬月額13万4,000円に基づく保険料額、9年10月から同年12月までの期間、10年2月から15年3月までの期間及び17年3月は標準報酬月額20万円に基づく保険料額が控除されていることが確認でき、社会保険庁に記録されている標準報酬月額を超えて保険料を源泉控除されていた事実は認められない。

このほか、平成6年4月から15年3月までの期間及び17年3月において、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、平成6年4月から15年3月までの期間及び17年3月について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支社における資格取得日に係る記録を昭和28年12月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年12月2日から29年1月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。
昭和28年9月1日から、申立期間も含めて継続してA社に勤務していたのは間違いなく、同本社から同C支社に転勤した際の厚生年金保険の記録が欠落しているのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の社内経歴から、申立人は、申立期間も含めて同社に継続して勤務し（昭和28年12月1日にA本社から同社C支社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和29年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和48年6月23日）及び資格取得日（昭和48年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月23日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和48年5月14日から平成12年4月20日まで継続して勤務していた。社会保険事務所の記録では、昭和48年6月23日に資格の喪失となり同年7月1日に再取得されている記録となっている。しかしながら、未加入とされている期間についても同社に継続して勤務しており理解できない。継続して勤務していたので給与から厚生年金保険料も控除されていた。申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和48年5月14日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月23日に被保険者資格を喪失後、同年7月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、9日間の厚生年金保険未加入期間が存在する。また、雇用保険の加入記録も厚生年金保険加入記録と同様9日間の未加入期間がある。

しかし、A社の厚生年金保険被保険者名簿から抽出した複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の経理事務担当者は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたと回答している。

さらに、A社は、「申立人が申立期間を含め同社を退職する平成12年4月20日まで継続して勤務している。申立人に係る雇用保険及び厚生年金保険の記録が同じ昭和48年6月23日に資格を喪失、同年7月1日に資格を再取得している状況をみると、会社側の手続過誤の可能性が考えられ、同年6月の厚生年金保険料も申立人の給与から控除されていたと考えられる。」と陳述してい

る。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和47年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和42年4月13日にA社に入社し、47年1月31日まで在籍していた。しかしながら、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格喪失日が同年1月31日となっており、厚生年金保険加入期間が1か月短くなっていた。資格喪失日を同年2月1日としなければならないところ、同年1月31日として誤って届けられていると思われるので、記録を訂正した上で被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在職証明書及び申立人から提出された給与明細書から判断すると、申立人が昭和42年4月13日から47年1月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社における昭和46年12月の社会保険事務所の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和47年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、E社。）における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和53年11月30日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を同年11月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月30日から同年5月1日まで
② 昭和53年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②について記録が無い旨の回答を受けた。

A社には昭和40年4月30日まで、B社については、C社から吸収合併された後も継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持するD手帳において、A社の退職日は昭和40年4月30日と記載されていることから判断して、申立人が申立期間まで同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、E社は、「保険料控除について、当時の資料は残っていないが、控除

方式については当月控除であり、25日に支払われる給与からは同月分の厚生年金保険料を控除していた。」旨回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年3月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和40年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、B社を吸収合併したC社の辞令及び申立人が所持している給与明細書並びにB社及びC社における雇用保険の記録等から判断すると、申立人は、B社及びC社に継続して勤務し(吸収合併に伴い昭和53年11月30日にB社からC社F部に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年11月の給与明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和53年12月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社。）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日、B社（現在は、D社。）における資格喪失日に係る記録を46年2月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額については、44年5月は6万円、46年1月は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月31日から同年6月1日まで
② 昭和46年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答を受けた。昭和35年にC社（現在は、E社。）に入社し、平成13年に退職するまで継続して同社とそのグループ会社に勤務していたのは間違いないので、申立期間①及び②についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びD社の現在の総務担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間もE社及びそのグループ会社に継続して勤務し（昭和44年6月1日にA社からB社に異動、46年2月1日にB社からE社に異動。）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から6万円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における45年12月の社会保険事務所の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が、A社における申立人の資格喪失日を昭和44年6月1日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年5月31日と、また、B社における申立人の資格喪失日を46年2月1日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年1月31日と、それぞれ誤って記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりにそれぞれの資格喪失日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年5月及び46年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日（昭和43年8月21日）及び資格取得日（昭和44年5月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月21日から44年5月10日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和43年2月から平成8年3月まで継続して勤務したので、申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和43年2月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年8月21日に資格を喪失後、44年5月10日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社の回答内容及び申立期間当時の同僚であった現在の事業主の陳述から判断すると、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことについて、誤って申立人の資格喪失届を行ったことを認めており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたとしている。

なお、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日である昭和43年8月21日から同社が厚生年金保険の適用事業所では無くなる45年5月1日までの間に同社で資格を喪失した者は66人であるが、その後、申立人と同様に同社で再び資格を取得した者及び

同社の事業を継承した新会社で資格を取得した者はいない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年7月及び44年5月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って届け出たことを認めている上、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年8月から44年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月21日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、子会社のB社へ出向で異動した時期であり、厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる給与支給明細書を提出するので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及びA社の申立期間当時の元上司及び現在の総務担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和41年7月21日にA社から子会社のB社へ出向。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和41年8月1日であることから、同社が適用事業所となるまでの期間は、引き続きA社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年6月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年6月1日から同年11月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年6月1日）及び資格取得日（昭和30年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月から26年5月10日まで
② 昭和30年6月1日から同年11月1日まで

私は、昭和25年10月ごろから31年8月ごろまで継続してA社に勤務し、B業務に従事していた。しかし、25年10月ごろから26年5月10日までの期間及び30年6月1日から同年11月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和26年5月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30年6月1日に資格を喪失後、同年11月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間②においてA社に継続して勤務したことが認められる。

また、申立人は、「在職中に勤務形態及び仕事内容等に変化は無かった。」と陳述しており、このことは同僚の陳述からも確認できる。

さらに、申立期間②において申立人と同様に空白期間が生じている同僚は、特に認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年5月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による保険料の納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年6月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者の資格を取得した昭和26年5月10日の数日前の同年5月1日であり、同日より前の申立期間は適用事業所となっていない。

なお、当該事業所が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者はみられず最初の資格取得者は昭和26年5月10日付けで、申立人及び事業主を含め16人がこの日に資格を取得しているところ、これらの者の所在は不明であり、当該事業所における申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することはできなかった。

また、当該事業所の事業主は既に亡くなっており、申立期間①当時の保険料控除について確認することができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B事業部における資格喪失日の記録を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年4月1日から同年5月2日まで

私は、昭和31年4月2日にC社（現在は、D社。）に入社し、A社へ出向して以来、退職まで継続して勤務しているにもかかわらず、社会保険事務所の記録では32年4月1日から同年5月2日までの厚生年金保険加入記録が無く納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の退職者一覧台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和32年5月2日にA社B事業部から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部における昭和32年3月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、勤務先であるA社B事業部が適用事業所で無くなった昭和32年5月1日に在職していたとされる申立人を含む16人の従業員は、いずれもその後の申立期間中も引き続き当該事業所で勤務していたことが、これら同僚の陳述から認められることから、当該事業所は申立期間中も事業を継続し、当時の厚

生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、同社が本社一括適用に移行する際に申立人と同じように被保険者期間の欠落が生じている者が多数存在していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月20日から43年7月8日まで

私は、昭和42年3月から43年7月ごろまでA社に勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社での被保険者資格喪失日が昭和42年9月20日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、B社提出の従業員名簿及び退職金支払台帳から、申立人が、A社に昭和42年3月10日から43年7月8日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社の人事労務担当者は、「申立人は、昭和42年3月10日に同社のC職として採用された後、同年7月16日に正社員となり、43年7月8日に退社するまで正社員として継続して勤務していることから、申立人の給与から申立期間中の厚生年金保険料を引き続き控除していたと思う。」と陳述している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年7月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月3日から同年8月1日まで

私の夫は、B社のC部課長をしていた平成2年7月2日に、同社の関連会社であるA社に常務取締役として出向した。

しかし、社会保険庁の記録では、A社における被保険者資格取得日が平成2年8月1日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持する申立人の辞令及び給与明細書、B社提出の社員名簿、並びに雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間を含めて同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（平成2年7月2日にB社からA社に出向。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の平成2年7月分の給与明細書の保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を誤って届け出たとしている上、厚生年金基金及び厚生年金保険の記録における資格取得日が

平成2年8月1日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年1月7日から25年1月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、E社。）における資格取得日に係る記録を24年1月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年1月から同年4月までは8,100円、同年5月から同年12月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月10日から23年1月20日まで
② 昭和23年10月10日から25年1月1日まで

私の父は、昭和20年9月10日から23年10月10日までB事業所（現在は、F社。）に勤務していたが、社会保険庁の記録では、同事業所での厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年1月20日となっている（申立期間①）。

また、私の父は、昭和23年10月10日からA事業所に勤務していたが、同事業所での厚生年金保険被保険者資格の取得日が25年1月1日となっている（申立期間②）。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、E社提出の労働者名簿から、申立人は、昭和24年1月5日から51年12月20日までA事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所が加盟するC健康保険組合提出の健康保険被保険者期間証明書から、申立人は、昭和24年1月7日に同社での被保険者資格を取得していることが確認できる上、E社から、「当時の資料等は残存していないものの、

健康保険と厚生年金保険は同時に加入していると考えられる。」旨の回答が得られた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和24年1月7日から25年1月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和25年1月の社会保険事務所の記録から、24年1月から同年4月までは8,100円、同年5月から同年12月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和23年10月10日から24年1月7日までの期間について、E社提出の労働者名簿から、A事業所での申立人の雇入日は、同年1月5日であることが確認できる上、申立人は既に死亡しているため、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間①について、申立人の子は、申立人がB事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、E社提出の社員カードを見ると、申立人は、申立期間①当時には、D事業所（現在は、G社。）に在籍していた旨が記載されていることが確認できる。

そこで、管轄社会保険事務所が保管するD事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同事業所は、申立人の同事業所での厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同一日の昭和20年9月10日に適用事業所では無くなっていること、また、再度、21年4月30日から同年7月26日まで適用事業所となっているものの、その後、26年9月1日まで適用事業所では無かったことが確認でき、申立期間①の大部分において、同事業所は適用事業所とはなっていない。

さらに、G社は、「当時の資料等は廃棄済みであり、申立期間①におけるD事業所での申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨を回答している上、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚からも、同事業所での申立人の申立期間①における在籍に関する陳述を得ることはできなかった。

なお、F社も、「当時の資料等は廃棄済みであり、申立期間①におけるB事業所での申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨を

回答している上、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚からも、同事業所での申立人の申立期間①における在籍に関する陳述を得ることはできなかった。

また、管轄社会保険事務所が保管するB事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、同事業所での申立人の被保険者資格取得日の昭和23年1月20日までの健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち、昭和23年10月10日から24年1月7日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和23年10月10日から24年1月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和24年11月25日）及び資格取得日（昭和26年1月31日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年11月25日から26年1月31日まで
私は、昭和23年4月にA社に入社し、47年6月20日まで同社に継続して勤務した。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和24年11月25日から26年1月31日までが厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和23年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、24年11月25日に資格を喪失後、26年1月31日に同社において資格を再取得しており、24年11月から25年12月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社提出の労働者名簿から、申立人が、申立期間を含む昭和23年3月3日から47年6月19日まで同社に在籍していたことが確認できる。

また、管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚は、「申立人は、同社にB職として申立期間中も継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と陳述している。

さらに、申立人が、自身と同じB職であったと陳述している同僚7人のA

社での厚生年金保険被保険者期間は、空白期間が無く連続していることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年11月から25年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月20日から37年3月6日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を36年12月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月20日から37年3月6日まで
② 昭和37年11月24日から38年5月20日まで

社会保険庁の記録では、B社（現在は、C社。）からA社に出向していた期間のうち、昭和36年12月20日から37年3月6日までの期間、また、D社に勤務していた同年11月24日から38年5月20日まで期間の厚生年金保険の記録が無い。両社に勤めていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の昭和36年12月20日から37年3月6日までの期間については、B社の事業主及び同僚の証言から判断すると、申立人は、同社及びA社に継続して勤務し（昭和36年12月20日にB社からA社に異動。）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年3月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、同社が保存する厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、同社が申立人の資格取得年月日を昭和37年3月6日として届け出ていることが明らかであることから、社会保険事務所は、申立人に係る36年12月から37年2月

までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②の昭和 37 年 11 月 24 日から 38 年 5 月 20 日までの期間については、複数の同僚の証言から、申立人は、その一部について D 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D 社に係る厚生年金保険被保険者名簿で昭和 36 年 6 月から 38 年 9 月まで勤務したことが確認できる申立人の同僚は、同社に中途採用され約半年間勤務した従業員 2 名を記憶していたが、同名簿にその名前を確認することができず、また、同社での入社日を記憶している同僚 11 名のうち 8 名が、入社後 1 か月から 5 か月経過した後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、事業主は、当時、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、D 社は、「当時の資料は残されておらず、当時の事情を知る者もない。」と回答しており、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、D 社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②及びその前後において入社した従業員の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。当該期間について厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書により、申立人がA社に昭和28年1月から申立期間も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年12月まで

私は、昭和43年の11月ごろ、A市で私と夫の夫婦二人分の国民年金加入手続をした。

その後、すぐに過去の未納分であった期間の国民年金保険料の納付書が夫婦二人分送付されてきたので、私が申立期間の保険料を夫の未納期間の保険料と一緒に金融機関で納付した。その時納付した保険料額は、私が約30万円で、夫が約20万円だったと思う。

しかし、まとめて納付したはずの申立期間の保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年7月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後、過去の未納であった申立期間の国民年金保険料を、夫の分と一緒に特例納付したと申し立てている。

しかし、申立人の夫の保険料は、昭和53年に国民年金に加入して現年度納付が可能な同年4月以降は納付されているものの、申立期間を含む41年4月から53年3月までの期間は未納である。

また、申立人が所持する自身の申立期間直後の昭和51年1月から53年3月までの過年度保険料の領収証書には領収印が押されているが、申立人の夫の52年4月から53年3月まで（上述の未納期間の一部）の領収証書には領収印は無く、夫の領収証書にのみ昭和53年度に未納の催告が行われたことを表す「53 催」と押印されていることが確認できる。これについて、申立人の夫に係る特殊台帳を見ると、52年度の欄に53年度に未納の催告が行われたことが記載されているが、同期間の保険料が納付されたことを示す事蹟^{じせき}はない。これ

らを踏まえると、夫について、より安価な過年度保険料について納付していないにもかかわらず、特例納付だけを行ったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人夫婦が国民年金に加入した当時、その過去の未納期間は申立人よりもその夫が長期間であり、申立人が特例納付により納付したとする保険料額が申立人の夫の方が安価であったとする申立人の陳述は不自然であり、また、夫婦二人の合計保険料も特例納付する場合に必要な額と符合しない。

加えて、申立人が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から53年3月まで

私は、昭和44年10月ごろに妻と一緒にA市役所で国民年金加入手続きを行い、加入後、妻の国民年金保険料は、当時の契約先の会計事務所にお金を渡して、その会計事務所が妻の保険料をずっと納付してくれていた。

私は、知人の会社で加入後約3年間働いており、その間、厚生年金保険に加入して保険料を納付していたので、私の申立期間の国民年金保険料は、会計事務所が昭和47年1月から妻の分と一緒に納付してくれていたと思う。

しかし、納付記録をみると、会計事務所が納付してくれていたはずの私の申立期間の保険料が未納と記録されており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月ごろ、夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金に加入し、申立人の申立期間の国民年金保険料を、その妻の保険料を、国民年金加入時から納付していた当時の契約先の会計事務所が、納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月ごろにA市において夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は現年度納付できず、一部の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立期間の保険料を一緒に夫婦二人分を納付していたとする、申立人の妻についても、申立期間の保険料は未納である。

さらに、申立人に係る複数の氏名の別読みによる検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人夫婦は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険

料を納付していたとする当時の会計事務所は既に廃業しており、当時の保険料の納付状況などの詳細は不明である。

このほか、当該会計事務所が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から53年3月まで

私は、昭和44年10月ごろに夫と一緒にA市役所で国民年金加入手続を行った。

国民年金加入後、私の申立期間の国民年金保険料は、当時の契約先の会計事務所にお金を渡して、その会計事務所が私の保険料をずっと納付してくれていた。

夫は、加入時から約3年間、厚生年金保険に加入しており、昭和47年1月以降の国民年金保険料は、私の分と一緒に会計事務所が夫婦二人分を納付してくれていたと思う。

しかし、納付記録をみると、会計事務所が納付してくれていたはずの私の申立期間の保険料が未納と記録されており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月ごろ、夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金に加入し、当時の契約先の会計事務所が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月ごろにA市において夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は現年度納付できず、一部の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和47年1月以降の保険料と一緒に夫婦二人分を納付していたとする、申立人の夫についても、当該期間の保険料は未納である。

さらに、申立人に係る複数の氏名の別読みによる検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の

手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人夫婦は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする当時の会計事務所は既に廃業しており、当時の保険料の納付状況などの詳細は不明である。

このほか、当該会計事務所が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から45年3月まで

昭和38年4月ごろ、当時勤務していた職場の所長が、私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

加入後は、私が、市役所又は郵便局の窓口で定期的に国民年金保険料を納付し、その際、所持していた国民年金手帳に検認印を押してもらった記憶がある。

私は、昭和45年度分の保険料については、まとめて納付した覚えがあるが、それ以外に保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶は無い。

申立期間について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月ころ、職場の上司が国民年金加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を、自身で納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は、昭和44年3月ごろに払い出されており、この手帳記号番号を使用して、申立期間のうち、43年3月以前の保険料は現年度納付できず、そのうち、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人に係る複数の氏名の別読みによる検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたところ、昭和41年6月ごろに申立人の旧姓と同じ名前で手帳記号番号が払い出された後、取り消されていることが確認できるところ、それ以外に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

なお、申立人の旧姓と同じ名前で払い出された手帳記号番号は、未納により

取り消されており、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は納付できない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付した際、国民年金手帳に検認印を押されたことは記憶しているものの、印紙についての記憶は無く、保険料納付についての記憶は定かでない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年3月までの期間、46年12月から48年7月までの期間、49年12月から50年2月までの期間及び51年7月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から44年3月まで
② 昭和46年12月から48年7月まで
③ 昭和49年12月から50年2月まで
④ 昭和51年7月から57年3月まで

私は、昭和43年11月ごろ、両親が、A市役所で私の国民年金の加入手続を行い、その頃から、最初に厚生年金保険に加入するまでの期間の保険料を納付してくれたと思う(申立期間①)。

その後、厚生年金保険への加入と脱退を繰り返すが、厚生年金保険に加入していない期間について、すべてとは言わないが、私自身で、国民年金保険料を納付した記憶がある(申立期間②、③及び④)。

昭和52年3月の結婚後は、私が、集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付した(申立期間④)。

申立期間①、②、③及び④について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年11月ごろ、両親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間①の保険料を両親が、その後、厚生年金保険の未加入期間であった申立期間②、③及び④の保険料を自身で納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年11月ごろにA市において夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号を使用して申立期間①、②及び③の保険料は、制度上、時効により納付できない上、申立期間④の保険

料は現年度納付できず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付できない期間も含まれる。

また、申立人は、申立期間①の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の両親は、当時の納付状況について記憶が無いとしており、当時の国民年金加入状況及び保険料納付状況などの詳細は不明である。

さらに、申立期間④のうち、結婚後の昭和 52 年 3 月から 57 年 3 月までの申立人の夫の保険料も未納である。

加えて、申立人に係る複数の氏名の別読みによる検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたところ、昭和 44 年 1 月ごろに申立人の旧姓と同じ名前で手帳記号番号が払い出された後、取り消されていることが確認できるところ、それ以外に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

なお、申立人の旧姓と同じ名前で払い出された手帳記号番号は、未納により取り消されており、この手帳記号番号を使用して申立期間①、②、③及び④の保険料は納付できない。

このほか、申立人は、申立期間②、③及び④の保険料の納付状況についての記憶は定かでなく、また、申立人の両親が申立期間①の、申立人自身が申立期間②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から47年3月まで

私は、A市に転居した翌年の昭和47年ごろ、市役所に連絡して、自宅に来た集金人を通じて夫婦二人一緒に国民年金の加入手続を行った。

加入時に、集金人から夫については、10年前にさかのぼって国民年金保険料を納付しないと、将来、国民年金を受給できないと聞いたので、後日、私が、申立期間の過去の保険料をさかのぼって夫の分と一緒に集金人に納付した。

保険料をまとめてさかのぼって納付したのはこの一回だけである。

申立期間の保険料は、まとめてさかのぼって納付したはずなのに、未納と記録されており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和47年ごろ、申立期間の国民年金保険料を夫の過去の未納分の保険料と一緒にさかのぼってまとめて集金人に納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳は、昭和47年8月23日に発行され、その手帳記号番号は、同年9月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の夫の特殊台帳を見ると、第2回特例納付実施期間中の50年1月に、申立期間のうち、43年4月から46年12月までの保険料を特例納付により、47年1月から同年3月までの保険料を過年度納付により納付していることが確認できる。

申立人は、加入月以降の保険料を、60歳に到達するまですべて納付すれば、年金受給資格を確保できるところ、その夫については、それ以降の保険料を60歳に到達するまですべて納付しても年金受給資格を得るのに必要な300か

月の納付期間に不足月数があり、過去の未納期間のうち、受給権を確保するために必要な昭和 43 年度以降の保険料を第 2 回特例納付実施期間中に特例納付などにより納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間のうち、昭和 37 年 5 月から 43 年 3 月までの夫の保険料も未納である。

さらに、A 市では、過年度納付及び特例納付に係る保険料の収納は市では取り扱っておらず、集金人が集金することは無かったとしており、申立人の陳述と符合しない上、申立期間の夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとするその夫の特例納付時期も符合しないなど、申立人の申立期間に係る保険料納付に関する記憶は定かではない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から49年3月まで

A市に住んでいたころ、退職後に、国民年金に加入した。加入手続については特に市役所及び支所で行った記憶はない。また、A市では国民年金手帳は受け取っていない。

保険料は町内の集金人に納付していた。昭和46年ごろは月額400円ぐらいだったと思う。当時の夫が国民年金に加入していたかどうかは覚えていないが、夫の分の保険料と一緒に納付した記憶はない。申立期間の保険料が納付済みであると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市在住のころ、退職後に国民年金に加入し、申立期間の保険料を町内の集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況をみると、昭和47年5月1日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、手帳記号番号払出簿より確認できる。この払出時点では、申立期間のうち、同年3月以前の保険料については過年度納付が可能であるが、申立人は申立期間の保険料を集金人に現年度納付していたと申し立てており、符合しない。

また、A市によると、国民年金への加入手続は市役所あるいは支所で行うのが原則であり、特に初めて国民年金手帳の交付を受ける場合は、集金人及び納付組織を通しての加入手続は行っていなかった上、昭和47年10月ごろまでは国民年金手帳への印紙検認による納付方法をとっていたことが広報紙より推測できるとしており、市役所及び支所での加入手続を行わず、手帳の交付も受けないまま、集金人に保険料を納付していたとの申立人の陳述は不自然である。

さらに、申立期間の直後である昭和49年4月から51年3月までの期間は免

除の記録となっている上、それに続く同年4月から52年6月までの期間も未納の記録となっており、申立期間を含め、これらの期間は何らかの事情により保険料の納付が滞ったものと考えられる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓も含め、氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

母が障害年金を受給していたので、年金については意識しており、会社を退職後、国民年金に加入して以降、結婚後も継続して保険料を納付していた。最初は国民年金手帳を、昭和 50 年度からは市役所から送られてきた納付書を持って A 市役所の年金課の窓口で、3 か月ごとに納付に行った。当時の領収証などは引越しのため残っていないが、住所変更の手続きもきちんと行っている。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後に国民年金に加入し、以後、結婚後も継続して保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況を見ると、申立人は、昭和 46 年 3 月 12 日に B 市で国民年金手帳の交付を受けていることが、手帳記号番号払出簿より確認できる。また、申立人は、同年 12 月から申立人の姉と一緒に A 市 C 町に居住していたが、47 年 4 月 24 日に国民年金にかかる転居手続きを行っていることが、申立人が所持する国民年金手帳より確認でき、申立期間の保険料は現年度納付することが可能である。

しかし、申立人は昭和 49 年 5 月に結婚を契機に A 市 D 町へ転居しているにもかかわらず、申立人の所持する国民年金手帳及び市の被保険者名簿のいずれの記録にも、申立人の同市 D 町への転居手続きがなされた形跡がなく、A 市の保険料納付方法が納付書による納付に変更になった昭和 50 年度以降、納付書は同市 C 町へ送付されていたと考えられる。この住所地には、申立人の姉が引き続き居住していたため、申立人は、申立人の姉を介して納付書を受け取り、昭和 49 年 9 月から 52 年 3 月までの保険料を納付していたものと推定できる。な

お、昭和 51 年度保険料は、昭和 51 年 4 月に前納されている。

ところが、市の被保険者名簿をみると、申立人の住所は昭和 51 年 4 月に A 市 E 町に変更されていることが確認できる。この住所地は申立人の姉が婚姻の前後に居住していた住所地であるが、申立人は同市 D 町に居住したままであり、この住所地においても、申立人は直接、納付書を受け取ったとは考え難い。

また、市の被保険者名簿をみると、申立人の氏名変更がなされたのは昭和 55 年 7 月であり、婚姻後の納付書はすべて婚姻後の姓となっていたとする陳述と符合しない。

一方、昭和 55 年 7 月には、氏名変更とともに、当時、申立人が居住していた A 市 F 町への住所変更がなされているものの、申立人はこの時期に国民年金にかかる手続をした記憶が無いと陳述しており、この時の氏名及び住所変更は職権による変更であった可能性も考えられる。これらのことから、申立人は、婚姻後の国民年金にかかる各種手続について適正に行っていたとは考え難い。

また、申立人の特殊台帳より、昭和 52 年度保険料を 53 年度に、同年度保険料を 54 年度にそれぞれ催告を受けていることが確認できることから、52 年度及び 53 年度の保険料が未納であったと考えられ、申立期間の保険料を現年度納付していたとの陳述に符合しない。また、仮に過年度納付がなされたのであれば、その時点において氏名及び住所変更手続がなされていたとみるのが自然である。

さらに、申立期間は 156 か月と長期間であり、かつ、この間、住所変更はあったもののいずれの住所地も A 市 G 支所管内のみにとどまっていることから、かかる長期間の申立人の年金記録が失われたとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓も含め、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年12月から44年2月まで

申立期間当時、私は学生であり、保険料は、既に死亡している母親が納付していたと思うが、定かでない。おそらく、保険料額は大きな額ではなかったと思う。

私は、母親が口頭で、あなたの保険料は納付しているから安心しておきなさいと言っていたのを覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

なお、昭和50年11月に自宅が火災により全焼となったので、保険料の領収書は、火災の際に消失したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年12月から44年2月までの国民年金保険料を母が納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は国民年金未加入期間であるため、保険料を納付できない状況であった。なお、手帳記号番号の払出しの可能性について、類似した氏名を含む氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は無く、当時居住していたA市にも、申立人の被保険者名簿が無い。

また、申立人は、申立期間における国民年金加入手続及び納付には直接関係しておらず、当時の記憶は定かでないほか、実際に加入手続及び保険料を納付していたとする両親は既に亡くなっており、当時の具体的な納付状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年2月まで

夫の勤務先の会社が厚生年金保険から任意脱退したため、昭和36年4月ごろに、夫婦一緒にA市で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後は、私が、A市の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。それなのに、申立期間の保険料が未納とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに、夫婦一緒にA市で夫婦二人分の国民年金に加入し、その後は、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料をA市の窓口で納付したと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月にA市で、任意加入として払い出されていることが確認でき、また、申立期間は国民年金に未加入の期間とされていることから、この手帳記号番号では、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。このため、申立人が、申立てどおりに申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の取得が必要であるが、各種読み方による氏名検索等を行っても、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付方法について、毎月、A市の窓口で現金で納付し領収書を受け取っていたと陳述しているが、申立期間当時、A市では、国民年金手帳に印紙を貼付して検認する印紙検認方式で保険料を収納しており、領収証を発行する方式は昭和48年4月の開始であることから、陳述内容と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料額について、毎月一人当たり 500 円の保険料を納付していたと陳述しているところ、申立期間当時の保険料は、一人当たり月額 100 円であり、陳述内容と符合しない。一方、社会保険事務所の記録において、申立人の手帳記号番号が払い出され保険料納付が確認できる昭和 47 年当時の保険料額は、一人当たり月額 450 円又は 550 円であり、陳述の額とほぼ符合する。

加えて、申立人は、申立人の夫と一緒に夫婦二人分の加入手続を行い、保険料は夫婦二人分を納付していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録によれば、申立人の夫の手帳記号番号は、申立人の払出時期とは異なる昭和 55 年 4 月に払い出されており、また、申立期間の保険料は、申立人の夫も未納である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3376

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年2月まで
勤務先の会社が厚生年金保険から任意脱退したため、昭和36年4月ごろに、夫婦一緒にA市で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、その後は、妻が、A市の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。
それなのに、申立期間の保険料が未納とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに、夫婦一緒にA市で夫婦二人分の国民年金に加入し、その後は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料をA市の窓口で納付したと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年4月に、A市で払い出されていることが確認でき、また、申立期間は国民年金に未加入の期間とされていることから、この手帳記号番号では、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。このため、申立人が、申立てどおりに申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の取得が必要であるが、各種読み方による氏名検索等を行っても、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付方法について、毎月、申立人の妻が、A市の窓口で現金で納付し領収書を受け取っていたと陳述しているが、申立期間当時、A市では、国民年金手帳に印紙を貼付して検認する印紙検認方式で保険料を収納しており、領収証を発行する方式は昭和48年4月の開始であることから、陳述内容と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料額について、毎月一人当たり 500 円の保険料を納付していたと陳述しているところ、申立期間当時の保険料は、一人当たり月額 100 円であり、陳述内容と符合しない。

加えて、申立人は、申立人の妻と一緒に夫婦二人分の加入手続を行い、保険料は妻が夫婦二人分を納付していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録によれば、申立人の妻の手帳記号番号は、申立人の払出時期とは異なる昭和 47 年 6 月に払い出されており、また、申立期間の保険料は、申立人の妻も未納である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3377

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から58年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から58年11月まで
私が昭和56年2月に会社を辞めた後、すぐに母親が国民年金への加入手続を行うとともに、毎月、保険料を納めてくれていたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。今一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた昭和56年2月から、母親が申立人の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和58年11月1日であることが同手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間のうち、56年9月以前は時効の成立により、既に保険料を納付できない期間になっている。

また、時効成立前の昭和56年10月から58年3月までの期間については、過年度納付は可能であったものの、その場合、申立人の母親がその都度保険料を現年度納付してきたとの申立人の陳述とは符合しない。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の特殊台帳を見ると、昭和56年2月の検認欄には新規取得印が確認できるとともに、国民年金手帳記号番号が払い出された翌月の58年12月から現年度納付印が確認できる。また、昭和58年度の摘要欄には催告印が確認できることから、催告は、申立期間の未納に対するものと考えられ、これらの記録に不自然さは無く、納付管理が適切に行われていたものと推察できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべ

て確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その上、申立人自身は、国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は定かでない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 3 月ごろ、二人の子供の学校入学に合わせ、C 地方から A 市に転入した。離婚して母子家庭であったので将来のことを考え、同年 4 月に国民年金に加入し、集金人に保険料を納付してきたので、申立期間が免除とされているのは納付できない。私は、免除制度も知らないし、市役所の職員が来られ、その当時使用していた年金手帳を持って帰ったことを記憶している（後日返却済み。）。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 3 月ごろ、C 地方から A 市に転入し、同年 4 月に国民年金に加入後、継続して保険料を集金人に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号の払出日を見ると、昭和 38 年 5 月 17 日になされていることが確認できる。この場合、申立期間は、集金人に保険料を納付できない過年度納付期間が存在することとなるほか、36 年 4 月に加入したとする陳述とも符合しない。また、A 市の集金人による納付制度は 37 年 4 月から開始されており、この点においても申立人の陳述とは符合しない。

また、昭和 47 年 10 月に A 市から B 市へ転居している申立人の保険料納付記録について、A 市の被保険者名簿を見ると、申立期間は「法定免除」の印、後続する昭和 41 年度からは「完納」の印が確認できるとともに、同名簿の備考欄には、昭和 63 年 1 月 23 日に社会保険事務所からの回答を受け、申立期間を法定免除として認識した形跡がうかがえ、当初は、未納と管理していたものと推察できる。一方、申立人は、これまで生活保護など法定免除の要件を具備し

たことはないと陳述しており、この点についての経緯は明らかにできないが、仮に、A市以降の居住地において法定免除の記録が追加処理される場合においても、制度上、納付済期間を除いて免除とされることから、当該居住地においても、申立期間の保険料は納付されていないと認識していたものと考えられる。

さらに、申立期間は60か月と長く、これほど長きにわたって行政側が事務処理の誤りを継続することは考え難い。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

結婚して間もなくの昭和38年4月ごろに、自宅を訪ねてきた集金人に勧められて夫婦二人で国民年金に加入し、その日から一人100円又は200円の夫婦二人分の保険料を毎月現金で納めてきたが、集金人を信用しきっていたので領収書をもらっていなかった。

当時は年金手帳があることを知らず、手元に渡してもらっていなかった。それを受け取ったのは昭和43年7月ごろだった。

きっちりと納付していた期間が未納とされ、悔しい思いでいっぱいだ。よく調べ直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿の記録をみると、昭和40年7月27日に払い出されていることが確認できる。また、この点については、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄が、手続年度である昭和40年度分から作成されている状況と整合している。この場合、払出時点において、申立期間は過年度納付となるが、町の集金人は現年度保険料しか取り扱っていなかったことから、集金人に納付したとする申立人の陳述とは符合しないほか、昭和38年4月ごろに夫婦で加入したとの陳述とも符合しない。

また、申立人自身、過去の保険料をさかのぼって納付したことは無いと陳述している。

さらに、申立人と一緒に夫婦二人分の保険料を納めたとしている申立人の夫の納付記録をみると、申立期間は申立人と同様に未納であることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地为管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

結婚して間もなくの昭和38年4月ごろに、自宅を訪ねてきた集金人に勧められて妻が夫婦二人分の国民年金に加入し、その日から一人100円又は200円の夫婦二人分の保険料を毎月現金で納めてきたが、集金人を信用しきっていたので領収書をもらっていなかった。

当時は年金手帳があることを知らず、手元に渡してもらっていなかった。それを受け取ったのは昭和43年7月ごろだったと記憶している。

きっちりと納付していた期間が未納とされ、悔しい思いでいっぱいだ。よく調べ直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金への加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が結婚前の昭和36年1月28日に払い出されているのに対し、申立人の妻の同手帳記号番号は結婚後の40年7月27日に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、結婚後間もない38年4月ごろに夫婦そろって加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間に係る印紙検認記録欄には保険料を現年度納付した場合に押されるべき検認印が認められず、月々、集金人に現年度納付したとする陳述とは符合しない。

さらに、申立人と一緒に夫婦二人分の保険料を納めたとする申立人の妻の納付記録をみると、申立期間は申立人と同様に未納となっていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地

を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から40年3月まで

昭和36年6月にA市に引っ越して間もないころ、市の集金人が自宅に訪れ、国民年金という制度ができたということで加入を勧められ夫婦二人で加入した。その後は、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納めていた。それなのに未納とされているのはおかしい。当初保険料は月額150円ぐらいで3か月ごとに妻が夫婦二人分をまとめて支払い、一度の合計は1,000円に満たない額であったと思う。集金人に印紙検認してもらった手帳は引っ越しの際に紛失し、現在は二人共持っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年6月ごろに夫婦で国民年金の加入手続を行い、その後は、妻が継続的に集金人に夫婦二人分の保険料を納めていたので、申立期間の未納扱とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、申立人が所持する年金手帳の発行日から昭和41年11月になされたものと推定できる。この場合、加入時点では、申立期間のうち、39年9月以前の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、36年6月ごろに加入し、現年度納付を開始したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人について、申立期間直後の納付記録をみると、昭和40年4月から同年7月までの保険料を43年11月に、40年8月から41年3月までの保険料を同年12月にそれぞれ過年度納付していることが、申立人が所持する領収証から確認でき、加入手続以降は、一貫して現年度納付していたとする申立人の陳述とも符合しない。

さらに、一緒に夫婦二人分を納付したとする妻の納付記録をみると、申立

期間は未納となっている。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から41年3月まで

昭和36年6月にA市に引っ越して間もないころ、市の集金人が自宅に訪れ、国民年金という制度ができたということで加入を勧められ夫婦二人で加入した。その後は、私が夫婦二人分の保険料を集金人に納めていた。それなのに未納とされているのはおかしい。当初保険料は月額100円ぐらいで3か月ごとに夫婦二人分をまとめて支払い、一度の合計は1,000円に満たない額であったと思う。集金人に印紙検認してもらった手帳は引っ越しの際に紛失し、現在は二人共持っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年6月ごろに夫婦で国民年金の加入手続を行い、その後は、自分が継続的に集金人に夫婦二人分の保険料を納めていたので、申立期間の未納とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払い出しを受けている夫の年金手帳の発行日から昭和41年11月になされたものと推定できる。この場合、加入時点では、申立期間のうち、39年9月以前の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、36年6月ごろに加入し、現年度納付を開始したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の夫の納付記録をみると、加入手続時点で過年度納付が可能であった昭和40年4月から41年3月までの保険料を同年12月以降の2度に分け過年度納付していることが、夫が所持する領収証から確認でき、加入手続以降は、一貫して現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、この過年度納付について見ると、加入手続時点で既に37歳に達し

ていた申立人の夫は、手続以降、60歳に達するまで納付を継続しても、受給権確保に必要な288か月の納付期間に8か月不足することから、行政側による勧奨を受けなされたものと推定できる。一方、夫より6歳以上若い申立人についてはその必要性はなかった。

加えて、一緒に夫婦二人分を納付したとする夫の納付記録をみると、この過年度納付期間を除き、申立期間は未納となっている。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年6月まで
結婚後の昭和37年4月ごろ、集金人の勧めで、夫が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

また、加入手続後に国民年金手帳の交付を受けたはずと思う。

申立期間の保険料は、3か月ごとに店に来る区役所の女性集金人に、夫が夫婦二人分の保険料を納付してくれて、その時、手帳に検認印を押してもらったはずである。月額保険料は100円であったと記憶している。

申立期間の保険料について、夫が納付済みとなっているのに、私の分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月ごろ、夫が、国民年金の加入手続をして、申立期間の国民年金保険料については、区役所の女性集金人に納付してくれていたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、37年4月から38年12月までの国民年金保険料は制度上、納付することができず、また、39年1月から同年6月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料納付を担っていた申立人の夫の記憶は不明確であり、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月及び同年10月並びに42年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月及び同年10月
② 昭和42年3月

国民年金の加入については、はっきりとは覚えていないが、会社退職後の昭和41年10月ごろ、自分でA区役所に出向き、手続をしたと思う。

申立期間①の保険料については、加入手続後、区役所で納付したはずである。

申立期間②の保険料については、夫と同居を始めた昭和41年10月以降は、いつも夫婦二人分の保険料を一緒に、自分がA区役所で納付していたので未納であるはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年1月10日に払い出されており、また、年金加入記録をみると、厚生年金保険被保険者資格を喪失した翌日の42年3月28日に、初めて国民年金強制加入被保険者資格を取得していることが確認でき、当該期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

次に、申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点において、当該期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、区役所及び集金人に納付することはできないところ、申立人は区役所以外で保険料を納付した記憶は無いとしている。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた

ことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

時期は明確ではないが、外国人も国民年金に加入できることを知り、A市役所で加入手続をした。妻の分と同時に加入手続したのかどうか分からないが、いずれも私が手続をした。

自分の分の加入手続をした時、担当職員から、過去2年分の未納保険料についてはさかのぼって納付できることを聞いたので、納付書を発行してもらい、20万円ほどを銀行で納付した。

申立期間の保険料が、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は明確ではないが、国民年金に加入手続をした際、申立期間の国民年金保険料について、さかのぼって納付したと申し立てている。

しかし、制度上、外国籍の者に対する国民年金加入は、昭和57年1月から認められたものの、当初は当該時点以降しか加入資格期間として算定されず、その後、61年4月の法改正により、56年12月以前の20歳以上60歳未満の期間が合算対象期間とされた。

申立人の場合、昭和57年1月当時、既に47歳であったことから、この時点においては、加入後60歳到達まで保険料を完納しても受給資格期間である25年を満了することはできなかったことから、61年4月の法改正により年金受給権を確保できることが可能となった後に加入手続を行ったものと考えられる。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を検証すると、申立人の手帳記号番号の直近の手帳記号番号に係る被保険者の状況からみて、早くとも昭和63年2月以降であると推認でき、この手帳記号番号払出時点におい

て、申立期間のうち、57年1月から60年12月までの期間の国民年金保険料は、制度上、納付することができない上、申立人は、加入当初から付加保険料も納付しているとも陳述しているところ、社会保険事務所のオンライン記録を見ると、付加保険料の加入手続は63年5月23日になされていることが確認でき、手帳記号番号払出の推認時期とも符合する。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、加入手続後、20万円ぐらを一括納付したとしているが、申立期間直後の昭和61年度及び62年度分を、国民年金手帳記号番号払出時期と推認される昭和63年当時に、過年度保険料として一括納付した場合の保険料は17万4,000円となることから、この時の納付と混同して記憶している可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から平成3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から平成3年7月まで

私は、昭和47年6月に再就職したが、会社では厚生年金保険に加入させてもらえなかったため、平成3年8月に自らが経営する会社で厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金に加入していた。

亡き妻がA区役所で、私の国民年金と国民健康保険の加入手続きを行い、加入当初は集金人に保険料を納付してくれていたことを記憶している。

また、集金人が来る前には、保険料としてまとまった金額を妻に渡していた記憶もある。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年6月に、妻が、A区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の年金加入記録をみると、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得履歴は確認できない上、申立期間当時の住所地の市役所等にも申立人に係る被保険者名簿は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、申立人の居住履歴のある住所地を管轄する各社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間は230か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理において事務的過誤が繰り返されたとも考え

難い。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付を行ったとする申立人の妻は既に他界しており、保険料納付等をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料(付加保険料を含む。)並びに同年6月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月及び同年5月
② 平成7年6月

私は、経営する店から近いA銀行B支店の窓口において、郵送されてきた納付書により、毎月、申立期間の夫婦二人分の保険料(付加保険料を含む。)を納付した。

しかし、C市役所の国民年金納付記録をみたところ、申立期間①については定額保険料及び付加保険料とも未納とされ、申立期間②については、定額保険料のみ納付したこととなっていることが分かった。

申立期間の保険料について、妻は定額保険料及び付加保険料とも納付済みとされているのに、私だけが未納の部分があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎月、納付書により申立期間の夫婦二人分の定額保険料及び付加保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立期間②について、社会保険事務所のオンライン記録を見ると、当該期間の定額保険料は、時効直前の平成9年7月28日に過年度納付されていることが確認でき、付加保険料については制度上、過年度納付することはできない。

一方、申立人は、平成9年8月に高齢任意加入し、同年8月から10年5月までの10か月の国民年金保険料を納付しており、上記の申立期間②の1か月と併せて老齢基礎年金を満額受給できる加入可能年数34年(408か月)を確保していることが確認できる。

これらのことから、申立期間①については、高齢任意加入当時は未納であつ

たものの、既に時効が成立していたため、定額保険料及び付加保険料とも納付できなかったと考えるのが相当である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料(付加保険料を含む。)及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年3月まで

私は国民年金に加入していなかったため、夫が会社を辞めた昭和49年ごろ、自分でC市A区役所の窓口で夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。

また、自ら国民年金加入手続に行ったからには、保険料も納付して帰ったはずである。

いつごろか忘れたが、夫の納付書は社会保険事務所から送付されていることに気づき、B社会保険事務所に確認に行ったところ、同所職員から私の分の納付書は送付されていないと言われたのであせんとした。

申立期間の保険料を主人が納付済みであるのに、私の分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が会社を退職した昭和49年ごろ、A区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、その際、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和50年11月13日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、制度上、区役所で納付することはできない。

また、申立人の夫の国民年金保険料領収証書及び特殊台帳を見ると、未納催告を受けて未納となっていた申立期間の保険料を昭和52年1月10日に過年度納付していることが確認できる一方、申立人の特殊台帳を見ると、未納催告及び過年度納付の事跡^{じせき}は見当たらない。

このことについて、当時、C市では年金受給権確保の観点から、35歳以上で60歳に至るまでの間、未納無く保険料を納付したとしても、年金受給

資格期間が不足する者を対象に過年度納付の勧奨を行っていたとしており、夫が過年度納付した時点において、夫は既に 36 歳であったことから、過年度納付の必要があった一方、申立人は 31 歳であったことから、その必要は無かった。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとも陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 47 年 8 月まで

私は、昭和 45 年 2 月から 47 年 8 月までの期間、A 社の支店で H 職として勤務していた。勤務先の支店は B 市 C 区 D 町にあった。

社会保険庁の記録によると、A 社における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされているが、同社において勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 48 年版職業別電話帳に「A 社」（B 市 E 区）の記載が認められ、「B 市 C 区 D 町」に同社 F 支店があったことが確認できる。

一方、商業登記簿によると、A 社は昭和 43 年 11 月 * 日に設立されているが、同社 F 支店の設立は、申立期間後の 47 年 10 月 * 日となっており、当時の同僚からも、「A 社 F 支店が設立されたのは昭和 47 年 10 月ごろであった。」旨の陳述が得られたことから、申立人が、申立期間中に同社 F 支店に勤務していたとは考え難い。

また、A 社における H 職のリーダーで、同社 F 支店にも打合せのために出向していた旨陳述している同僚は申立人のことは覚えていないとしているほか、申立人が唯一名前を覚えていた同僚も、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿で記載が認められず、申立人が、同社 F 支店開設後に当該支店に勤務していた事情もうかがえない。

さらに、A 社が厚生年金保険適用事業所となった昭和 46 年 11 月 1 日以降 48 年 1 月下旬までの期間において、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番はなく、申立人に係る記録が失われたとは考え難い。

なお、申立人が、A社F支店開設後、次の職場であるG事業所（昭和48年2月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得。）に勤務するまでの3か月余りの期間のうち、一定期間において同社F支店に勤務していたとしても、当時の同僚から、「H職は仕事がきつくて入社してもすぐに辞める人が多く、出入りが激しかったので、入社後しばらくは社会保険には加入させていなかったと思う。」旨の陳述が得られたことから、当該期間については、試用期間として厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 1 日から 62 年 1 月 5 日まで

私は、A社において、昭和 50 年 9 月 1 日（厚生年金保険の新規適用日は、昭和 56 年 3 月 1 日。）から平成 9 年 10 月 31 日まで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社における勤務期間のうち、昭和 56 年 12 月 1 日から 62 年 1 月 5 日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

A社は、B県知事からC業の許可（3年ごとの更新。）を受けており、申立期間当時、私が当該許可に係る「経營業務の管理責任者」を勤めていたが、同管理責任者となるためには社会保険に加入していることが要件となっている。

申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、申立期間中の昭和 57 年 4 月 2 日から同年 6 月 1 日までの期間において同社の事業主代理人に選任されている旨の記載が確認できることから、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは認められる。

一方、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 56 年 12 月 1 日にいったん被保険者資格を喪失した際に健康保険証を返納しており、その後、62 年 2 月 27 日に被保険者資格の再取得（取得日は、昭和 62 年 1 月 5 日。）の届出が行われていることが認められる。

ところで、当該被保険者名簿によると、A社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の再取得の届出日の直前の昭和 62 年 2 月 18 日に社会保険事務所による総合調査を受けていることが確認できることから、申立人に係る事業主代

理人選任記録、及び上記被保険者資格の再取得届出日を踏まえると、申立人は社会保険庁の記録上、56年12月1日にいったん被保険者資格を喪失したことになるが、実際には申立期間中も継続して同社に勤務しており、総合調査の結果、被保険者資格の取得漏れの指摘を受けたため、62年の最初の月曜日である1月5日に遡^{そきゅう}及して被保険者資格の再取得が行われたと考えるのが相当である。

また、本来であれば、厚生年金保険被保険者資格の再取得は、保険料納付に係る時効に該当する期間を除き、申立期間中にまで遡及して行われるべきところ、申立期間については、総合調査において保険料控除が認められなかったことから、事業所の判断により遡及取得の対象とされなかったと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料控除及び健康保険証について、「まったく記憶にない。」旨陳述しているほか、申立期間当時を知る同僚は全員死亡又は連絡先不明となっており、このほかに申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月15日から31年8月1日まで
② 昭和51年7月1日から52年11月1日まで

私は、昭和25年12月*日に設立されたA社において設立日から勤務していた。同社は兄が代表取締役、父が取締役を勤めていたが、実質的には私が取り仕切っていた。社会保険事務に関しても、時期は覚えていないが、高齢の監査役から引き継ぐ形で私が行うようになった。社会保険庁の記録によると、同社における勤務期間のうち、厚生年金保険新規適用日（昭和25年12月15日。会社設立と同時。）から31年8月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされているが、当該期間において同社に勤務していたことは間違いないので、被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

私は、昭和51年4月15日に設立されたB社においても、設立日から社会保険事務を含め経理等の事務を行っていた。同社設立時には、まだA社が存在しており、昼は妻と共にB社に勤務し、夕方から自宅の裏にあるA社で勤務していた。社会保険庁の記録によると、B社における勤務期間のうち、厚生年金保険新規適用日（昭和51年7月1日）から52年11月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされているが、当該期間において同社に勤務していたことは間違いないので、被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の商業登記簿において、申立人が申立期間を通じ同社の役員（監査役）であったことが確認できること、及び申立期間当時の複数の同僚の陳述から、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

一方、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同社設立時から代表取締役であった兄、及び取締役であった父が申立人と同一日の昭和31年8月1日に被保険者資格を取得しており、当該3人の厚生年金保険被保険者記号番号は連番となっていること、及び同被保険者名簿の事務担当者氏名欄に「申立人氏名 31. 8. 1」の記載が認められることの事情を踏まえると、申立人は同年8月1日付けで同社の社会保険事務担当者となり、その際それまで何らかの事情により厚生年金保険に未加入となっていた申立人を含む身内の役員3人に係る被保険者資格の取得手続を一括して行ったと考えるのが相当である。なお、申立人は、兄の被保険者資格の取得日が同年8月1日となっていることについて、「厚生年金保険制度上、申立期間当時は、代表取締役は被保険者となることができなかつたので加入が遅れたものと思う。」旨陳述しているところ、25年当時から法人の代表者は厚生年金保険の強制加入対象となっていた。

また、申立人は、「実質的に自分がA社の業務を取り仕切っており、社会保険事務に関しても、担当者となる前から高齢の担当者に代わって届出等については自分が窓口に出向いていた。」旨申し立てしているところ、経営者として会社運営全般のほか、社会保険関係手続にも関わっていた申立人が、5年8か月にわたり、自らの厚生年金保険加入手続漏れに気付かないのは不自然である。

さらに、仮に申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書では、「特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない。」旨規定されているところ、申立人については、本人の陳述から、A社の業務を事実上取り仕切っており、加えて社会保険事務にも関与していたことがうかがえることから、同法第1条第1項ただし書に該当すると認められ、申立期間について記録訂正の対象とすることはできない。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、B社の商業登記簿において、申立人が申立期間を通じ同社の役員（取締役及び監査役）であったことが確認できること、及び申立期間当時の複数の同僚の陳述から、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

一方、申立人は、申立期間において、昼間はB社に勤務し、夕方からA社に勤務していた旨申し立てしているところ、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月1日から52年10月31日までの期間について、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。そこで、申立人が、同時に、B社においても別の記号番号を取得して厚生年金保険に加入して

いたとすれば、通常、健康保険の二重加入を解消し、保険料計算を両社で案分するため、社会保険事務所に対し「二以上事業所勤務届」を提出するのが自然であると考えられるところ、社会保険事務所が保管する両社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の記録において、当該届出が提出された記録は確認できない。

また、申立人は、A社において社会保険事務担当者となっており、一方、B社においても、社会保険事務を含めた経理等の事務を担当していた旨申し立てているところ、両社における自らの年金加入状況について、責任者として知り得る立場にあるにもかかわらず、1年4か月の間、二以上事業所勤務の届出も出さず、何ら手続を行わなかったのは不自然である。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 1 日から 60 年 7 月 21 日まで

私は、A事業所にて、昭和 54 年 6 月 4 日からB職として 16 万円の標準報酬月額で勤務し、56 年 2 月 21 日に一度退職した際の標準報酬月額は 20 万円であった。再び 58 年 3 月 1 日から 60 年 7 月 21 日まで以前と同様の条件で勤務したにもかかわらず、標準報酬月額が 9 万 2,000 円と記録されている。申立期間も以前と同様の条件で勤務していたので、標準報酬月額を最初に勤務していた時の退職時と同じ 20 万円と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所でB職として勤務し、その後、いったん退職したが、最初に勤務したときと給与等も同じ条件で再度勤務したと申し立てている。

しかしながら、A事業所からは、「現在もフルタイム勤務者とパートタイム勤務者の給与には 2 倍程度の差がある。当時の資料によると、フルタイム勤務でB職として勤務していた者の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額には約 2 倍の差がみられることから、申立人は、当時、パートタイム勤務者であったと思う。」旨の回答が得られた。

そこで、申立期間当時に勤務していた同僚に照会したところ、複数の同僚から、申立人は申立期間についてはパートで勤務していたとの回答が得られた。

また、社会保険庁の被保険者記録によると、当時、A事業所において、パートタイムの勤務者であった者の標準報酬月額は、いずれも 10 万円前後となっていることが確認できることから、パートタイム勤務者として雇用していたものと推定される申立人の標準報酬月額に不自然な点は見られないほか、同事業所提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知

書の写しによると、当時、同事業所は社会保険庁の記録どおりの報酬額で届出を行っていることが確認できる。

このほか、申立人は、主張する標準報酬月額に相当する保険料額が控除されていることが確認できる資料は無いとしており、また、A事業所においても、申立期間当時の賃金台帳などの申立人に係る保険料額を明らかとする資料は無いとしており、申立人が申立期間において、事業主により給与から申立人主張の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月から34年8月まで

私は、昭和33年7月ごろから34年8月ごろまでA社に勤務し、B業務を担当した。その間に、同僚で先に入社していた女性に仕事を教えたことがある。また、同社で1歳から2歳上であった男性の同僚及び指導係の同僚も記憶している。しかし、同社での厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での在職については、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認できるほか、申立人の同社における担当業務等の陳述内容が具体的であることなどから、期間は特定できないものの、推認される。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚は既に亡くなっているか所在不明のため、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から同社に長期間在籍していた者に照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等について確認することはできない。

また、上記抽出調査した複数の同僚は、いずれも自身が記憶している入社日に対し、厚生年金保険の資格取得日は数か月から約1年後となっていることから、申立期間当時、同社では必ずしもすべての社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳では無かったことがうかがわれる。

仮に、申立人主張のとおり昭和33年7月に厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、保険料が控除されていた場合、34年8月1日には定時決定が行われ、その後資格喪失届も提出されていたと考えられるところ、これらいずれの機会においても事業所及び社会保険事務所が申立人の記録漏れに気づかず、記録を誤ったとも考え難い。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月29日から34年4月1日まで

私は、昭和25年から平成10年4月まで1日も休まず働き、申立期間中もA事業所で働いていた。申立期間当初に同事業所B役員の養子に入ったので、名字の違いによる厚生年金保険の記録漏れかもしれないが、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の当時の役員は、申立人は申立期間を含め1年以上勤務していたと陳述していることから、申立期間当時、申立人が同事業所において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所は昭和42年5月に解散しているため当時の資料が無く、また、申立期間当時の事業主及び経理担当者も既に死亡していることから、申立人の勤務期間及び申立期間当時の保険料控除について確認することができず、当時の事情は明らかとはならなかった。

一方、申立人は、A事業所に勤務し始めた時に、養子縁組により名字が変わったので、以前から所有していた厚生年金保険被保険者証を社会保険事務担当者に渡し、氏名変更の手続を依頼したと陳述しているが、申立人の戸籍謄本をみると、昭和34年2月18日に養子縁組の届出が受理されていることが確認でき、申立人が勤務し始めたと主張する33年4月29日の時点では、まだ申立人に係る養子縁組手続は行われていなかったことから、同事業所において当該被保険者証の氏名変更手続を行うことはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、当該事業所で勤務し始めたころに健康保険被保険者証をもらい、医療機関で診療を受けた記憶があると陳述しているところ、申立人がA事業所の前に勤務していたC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を

みると、申立人の備考欄には「55 条」の記載が確認できることから、申立人は同社を退職する際に継続療養に係る申請手続を行い、申立期間中は「健康保険継続療養証明書」により診療を受けていた可能性も考えられる。

さらに、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間中の健康保険証の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらないほか、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 6 月 17 日まで

私は、昭和 32 年 3 月に中学校を卒業した後、新卒として就職した会社を同年 5 月又は同年 6 月に退職し、職業安定所の紹介で A 社に転職した。

A 社では、昭和 32 年 6 月から 34 年 8 月末まで、D 業務等の助手をしていた。

社員旅行時に撮影された写真及び取引先の主人が今でも私を覚えていることから、A 社に在籍していたことは間違いないので、申立期間①について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和 38 年 10 月から 39 年 6 月まで B 社に在籍し、E 業務に従事していた。同時期に在籍していた同僚には厚生年金保険の加入記録があると聞いているので、申立期間②についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①において、A 社に勤務していたと申し立てしているところ、昭和 33 年 6 月 1 日に厚生年金保険資格を取得している同僚は、「私は、中学校を卒業した月の昭和 33 年 3 月に入社したが、申立人はその後に入社した。」と陳述しているほか、申立人と同じ年齢で 32 年 7 月 1 日に厚生年金保険資格を取得している同僚が、申立人について記憶が無いと陳述していることなどから判断すると、申立人の入社時期は 33 年 3 月以降であった可能性を否定できない。

一方、申立人は昭和 34 年の春の社員旅行時に同僚と一緒に撮影されたと推定される写真を所持していることから、申立人は、申立期間のうち、同年春時点には同社に在籍していたものと考えられる。

しかしながら、申立人と同様にA社に中途入社している同僚2名の厚生年金保険の加入記録をみると、昭和32年10月に入社したとする同僚の資格取得日は33年6月1日、同年の夏又は秋ごろに入社したとする同僚の資格取得日は34年4月1日であることが確認できる上、当該2名の同僚のうち1名からは、「同社では、入社後3か月間の試用期間があったが、中途入社の場合は試用期間を経過してもすぐには加入手続が行われていなかったようだ。」と陳述していることから、当時同社では、中途入社の方については、試用期間を経過しても速やかに資格の取得の手続が行われていなかったことがうかがわれる。

また、申立人の申立期間①におけるA社での保険料控除等について事業主に照会を行ったものの、「平成13年1月に閉鎖しているため資料が残っておらず不明。」と回答しているほか、当時、同社において社会保険手続を担当していた者も既に亡くなっていることから、当時の事情について確認することはできず、申立期間①に係る厚生年金保険料控除等について明らかとすることはできなかった。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①に該当する記録は見当たらない。

次に、申立期間②については、B社の事業主及び複数の同僚の陳述から、申立人は同社に在籍していたものと認められる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立期間後の昭和39年8月1日になってからであり、申立期間②当時は適用事業所となる前の期間に当たる。

また、申立人には、申立期間中の厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶は無く、さらに、事業主及び複数の同僚も、適用事業所となる前の期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、申立人はC社のF業務に従事していたと申し立てていることから、同社に係る社会保険庁のオンライン記録も調査したが、申立人の申立期間②における被保険者記録を確認することはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月中旬から同年7月1日まで

私は、昭和36年1月中旬にA社に入社し、事務職員として37年8月1日まで勤務し、同社の事務職員は、私一人だったので厚生年金保険の資格取得届は入社後すぐに自分自身で社会保険事務所に提出した。

しかし、社会保険庁の記録では資格取得日が昭和36年7月1日となっており、申立期間が未加入期間とされている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入社前の採用面接において事業主から社会保険完備との説明を受け、昭和36年1月中旬に事務職としてA社に入社し、すぐに自分自身の厚生年金保険の資格取得手続きをしたので、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、社会保険庁の記録にある同年7月1日ではなく、同年1月中旬であると主張しているが、同社は49年4月30日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、事業主は亡くなっているため、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、当時の同僚を抽出し調査したが、申立人の入社日など、申立人の勤務実態及び周辺事情を確認することはできなかった。

また、上記被保険者名簿において、申立期間後に加入記録のある同僚を抽出し、連絡先が判明した7名に照会し4名から回答を得たが、これら同僚のうち2名からは、A社に入社した3か月後又は10か月後に社会保険に加入したとの回答が得られ、同社では従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

さらに、当該被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もうかがわれないほか、申立期間において被保険者は4名みられるところ、

これら4名にはいずれも昭和36年10月の定時決定の記録が確認できる一方、申立人には当該記録が見当たらない。仮に、申立人主張の同年1月中旬に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、保険料も控除されていた場合には、同年10月に行われた定時決定の対象者となるものの、社会保険関係事務も担当していた申立人が自身の報酬月額算定基礎届(定時決定)の届出漏れに気付かず、届け出なかったのは不自然である上に、制度上、7月以降の資格取得者は当該年度の定時決定の対象者とはならないことから、申立人は社会保険庁の記録どおり同年7月1日付けで資格を取得したと考えるのが相当である。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月10日から同年4月1日まで
② 昭和32年5月11日から同年10月1日まで

私は、昭和32年1月10日から、同年10月1日までA社で事務の仕事をしていた。入社日については正月明けの十日戎の日(木曜日)であったのでよく覚えている。また、次の職場へは同年10月1日に入社しており、社会保険庁の記録によると、A社では1か月しか勤めていなかったとの記録とされているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA社に入社した年月日を具体的に記憶していることから、申立期間①において同社で勤務していたことは否定できない。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年4月1日であり、申立期間①は同社が適用事業所となっていない期間に当たる。

また、社会保険庁の記録によると、当時の事業主を含め35人が、申立人と同様にA社が適用事業所となった昭和32年4月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社の当時の事業主は既に亡くなっているため、現在の事業主に照会したところ、「厚生年金保険の適用事業所となる前から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」との陳述が得られた。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人はA社で昭和32年10月1日まで勤務していたと申し立てているが、申立人が同社の次に勤務したB社保管の厚生年金保険被

保険者名簿をみると、申立人が申立期間中の同年8月1日に同社で失業保険の被保険者資格を取得している旨の記録が確認できる上、B社からは、申立期間当時は短期で辞める者が多かったため、C職として一定期間勤務した者を失業保険に加入させていた旨の陳述が得られた。

また、上記被保険者名簿において、申立人は申立期間中と重なる昭和32年6月21日には既にB社に雇い入れられていたと読み取れる記録も確認できる。

これらのことから、申立人は申立期間②当時には、既にB社に勤務していたものと推定される。

一方、A社の現在の事業主は、当時の資料が無く、申立人の退職時期については不明としているほか、同社で厚生年金保険の加入記録がある同僚を抽出し、申立人の退職時期及び申立期間②における保険料控除等について照会したが、いずれも不明と回答しており、当時の事情について確認することはできなかった。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、申立人の氏名の読み方の違いによる検索等を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶は無い上に、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から21年1月1日まで

私は、昭和17年10月1日にA社に入社し、同日付けで海軍に召集され同社を休職扱いとなった。

昭和20年9月1日にA社に復職し、同年12月末日まで継続して勤務していた。

申立期間について、勤務していたことは間違いないので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年9月にA社に復職し同年12月31日まで継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、「社会保険事務所に資格の取得の記録が無ければ、保険料は控除していない可能性が強く、また、当社も資格取得届を提出していない社員から保険料の控除はしない。」と陳述している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間を挟んだ昭和19年9月16日から21年2月21日までの期間に、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している14名を抽出し、同社から提出された退職者名簿に記載されている当該14名の入社日及び厚生年金保険被保険者の資格取得日をみると、8名の同僚が入社日より、20か月から215か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人と同じ部署で勤務していたとする同僚(故人)の妻は、「主人は、昭和16年に入社し定年の1年前まで勤務していた。」と陳述していると

ころ、社会保険庁の記録では、当該同僚の資格取得日は昭和19年6月1日となっており、A社では、社員全員を入社日と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで
私は、A社に昭和 35 年 7 月 1 日にB職として入社し、1週間交替で夜勤、昼勤を繰り返しながら、C業務等に従事したが、D職に採用される前の 36 年 7 月 31 日に退職した。しかし、社会保険庁の記録では、この期間の厚生年金保険の加入期間が見当たらないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 7 月 1 日にA社に入社し、36 年 7 月 31 日に退職するまで、B職として勤務していたと申し立てている。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 35 年 7 月から 36 年 3 月までの期間に、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している 8 人を抽出し、それぞれの実際に入社日を聴取したところ、入社日から 6 か月ないし 13 か月後に資格を取得していることが確認でき、そのうち 7 人が資格取得日及びD職採用の時期が一致すると陳述している。また、当該 7 人のうちの 2 人は、B職で勤務した期間は厚生年金保険に加入できなかったと陳述していることから、申立期間当時、同社がB職として採用した従業員を厚生年金保険に加入させず、一定期間の後にD職に採用と同時に加入させていたものと考えられる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、健康保険の整理番号に欠番は無く、一連の手續に不備があったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実を含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4462 (事案 2099 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 6 日から 42 年 5 月 1 日まで
当初の判断後、申立期間に係る新たな情報として適格退職年金一時金支払のお知らせが見つかったので、給与から厚生年金保険料が控除されていたとして、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の記録及びA社発行の在籍証明書により、申立人が申立期間において同社に在籍していたことは認められるものの、事業所は、申立人の従業員カードに記載されている「B職」は労働保険には当初から加入させていたが社会保険には技術が習熟し会社直属の従業員になった時点で加入させていたようであること、及び社会保険加入日までの期間は一定ではないと陳述していることから、申立人が厚生年金保険料の控除を受けていたと認められる特段の事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料として、新たに適格退職年金一時金支払のお知らせを提出した。しかし、A社によると、同年金は公的年金の上乗せではなく、退職金制度の上乗せであるので、社会保険資格取得前の従業員が適格退職年金の対象であっても不自然ではないと陳述している。

また、これまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、適格退職年金一時金支払のお知らせの内容のみでは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には該当せず、ほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 1 日から同年 3 月 20 日まで

私は、昭和 36 年 1 月から同年 3 月 20 日まで、A 社内に作業所を置く B 社に勤務していた。

当該事業所に入社の際に厚生年金保険被保険者証を会社に渡し、年金への加入手続を依頼したことを鮮明に覚えている。

若いころから真面目に年金を掛け続けてきたつもりなので、加入記録が抜けていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していたと申し立てている B 社は、社会保険の適用事業所として確認することはできなかったほか、法人登記簿の調査においても該当する法人は確認できなかった。

また、申立人は、B 社の従業員で、昭和 36 年 1 月に申立人の入社と入れ違いに同社を退職した人の名前を挙げているが、同人は、連絡先不明のため陳述は得られなかった。

さらに、社会保険庁の記録において、類似事業所名による検索により C 社が見つかったが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、また、申立人と同じ生年月日及び性別による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できなかった。

加えて、申立人から、事業主及び同僚に関する具体的な陳述が得られないため、これらの者から申立人の勤務状態について確認することができず、申立人が申立期間において事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月16日から同年9月1日まで

私は、昭和32年1月から、A社の下請会社であるB社に籍を置き、A社の工場内で勤務していた。

昭和32年7月ごろに、A社から「当社に入社しないか。」との申出があり、B社を退社と同時にA社に入社し、33年3月まで勤務していた。

申立期間当時、A社に勤務していたことに間違いはないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の下請会社であるB社に在籍していた昭和32年7月ごろに、元請会社であるA社の引き抜きにより、同社に入社し33年3月末日まで継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社によると、「過去の担当者に確認したところ、昭和30年代から40年代にかけては、雇用が安定していなかったため、2か月程度の見極め期間を設け、それから社会保険の資格を取得しており、資格取得届を提出していない社員から保険料を控除することはあり得ない。」と回答している。

また、申立人と同じ昭和32年9月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ前職が同社の下請会社であった10名の同僚の前事業所における資格喪失日をみると、同日より2か月から5か月前となっており、申立人と同様に厚生年金保険未加入期間が確認できる。

以上のことから、A社は、昭和32年4月から同年7月にかけて、同社の下請会社の従業員複数名を引き抜き入社させたが、何らかの事情により、厚生年金保険被保険者資格の取得を同年9月1日に統一し、社会保険事務所に対し届出を行ったものと考えられる。

このほか、申立人が、申立期間当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月から 32 年 12 月まで
② 昭和 33 年 1 月から同年 9 月まで
③ 昭和 33 年 10 月から 35 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、昭和 30 年 6 月 1 日から 35 年 3 月 5 日までの加入記録が無いという回答であった。

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社にそれぞれ勤務していたので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 30 年 6 月から 32 年 12 月までA社に勤務していたと申し立てている。

申立人が申立期間のうちの一定期間、A社に勤務していたことは、申立人提出の履歴書及び申立人が次の勤務先（B社）を紹介されたときの状況を詳細に記憶していること等から推定できる。

しかし、管轄社会保険事務所は、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日は、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から昭和 28 年 12 月 1 日と推定できるとしていることから、申立期間において当該事業所は適用事業所ではなかったものと考えられる。

また、申立人が記憶しているA社の事業主及び元請会社であるD社のE職の連絡先は不明であり、これらの者から、A社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②については、申立人は、昭和 33 年 1 月 1 日から同年 9 月までB社に勤務していたと申し立てている。

申立人が申立期間のうちの一定期間、B社に勤務していたことは、申立人提出の履歴書から推定できる。

しかし、申立人がB社における同僚としている者は、社会保険事務所の保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記録が無く、また連絡先も不明であることから、同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間において厚生年金保険に加入していた従業員4人を抽出し、申立人について照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

申立期間③については、申立人は、昭和33年10月から35年2月までC社で勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、当該事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、C社の事業主及び同僚について記憶しておらず、これらの者から同事業所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月1日から31年4月1日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた昭和27年12月1日から31年4月1日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

同社は2回勤務し、最初に勤務した分についてはもらったが、再就職の分はもらっていない。出産のために退職したが脱退手当金の請求はしていない。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和31年4月25日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失月である昭和31年4月の前後27年から37年までに受給要件を満たし資格を喪失した女性16名について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め10名に支給記録が確認でき、うち7名が資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされていることが分かる。そのうち連絡先が把握できた一人は、会社が手続してくれたと陳述しており、別途、同社が同年に結婚退職した女性に聴き取り調査をした結果も同様の回答が得られた上、申立人の脱退手当金が支給された当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 9 月 1 日から 30 年 6 月 3 日まで
② 昭和 30 年 8 月 1 日から 38 年 10 月 28 日まで

厚生年金保険加入記録について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。社会保険事務所では時間が経過しすぎていて調べることはできないと言われたが納得できない。

是非調査の上、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社に勤務していた期間について自身で脱退手当金の受給申請手続をした記憶が無いことから、脱退手当金は受給していないとしている。

申立人のA社の厚生年金保険被保険者台帳をみると、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答した記録が確認できる。

また、申立期間に係る被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和38年12月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から9年7月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。平成6年12月ごろから同社B事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断すると、申立期間のうち、平成9年2月1日以降の期間について、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には、申立人の資格取得日は平成9年7月1日と記載されており、社会保険庁の記録と一致している。

また、A社は、申立人について、「実際は、平成9年7月前から勤務していたかもしれないが、労働時間等の厚生年金保険の加入条件を満たしていなかったため加入しておらず、保険料も控除していない。」と回答している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、平成6年12月12日から7年10月7日まで失業給付を受給していることが確認できる。

加えて、A社は、B事業所は既に閉鎖しており、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の関連資料は保存していないとしている上、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から28年9月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B工場に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社B工場には、昭和27年1月ごろから28年9月ごろまで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社B工場は、昭和25年4月20日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社本社も、昭和27年2月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月から同年9月まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。私が同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A社で勤務し厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社は昭和52年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主も既に死亡しているほか、申立人は、上司及び同僚の名前を記憶していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録がある53人中所在が確認できた5人の元従業員に照会を行ったが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、元役員は、「A社では、厚生年金保険に入社後3か月程度経過してから加入させていた。」と陳述しており、複数の元従業員も同様の陳述をしていることから、申立期間当時、A社は、3か月程度の試用期間を設けていたものと考えられる。

加えて、前述被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 21 日から 45 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、標準報酬月額が実際の給与に比べ低くなっているため、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に適用事業所では無くなっており、申立期間当時の資料が無い上、事業主は既に亡くなっていることから、申立人の給与額及び厚生年金保険料の控除額等について事業主の陳述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間当時給与が同じぐらいであった同僚として4人の名前を挙げているが、当時A社で給与関係業務をしていた同僚は、「同社では、給与は経験年数、扶養家族数等により決められていた。申立人は入社時20歳と若く、申立期間は独身であったが、申立人が挙げたこれら4人はいずれも申立人よりは年齢が10歳以上は高く、経験年数も豊富で、扶養家族も有る人達であり、申立人の給与額がこれらの人と同じぐらいであることはあり得ないと思う。」と陳述している。

さらに、申立期間当時の同僚が、申立人と同年齢で同種の仕事をしていたとしている同僚4人について、社会保険庁の記録から標準報酬月額を確認したところ、申立人とほぼ同じか申立人が若干高めとなっており、申立人の標準報酬月額に不自然さは認められない。

加えて、同僚から提出を受けた給与明細書を見ると、給与支給額が社会保険事務所の標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる一方、申立人はA社における申立期間当時の給与額及び厚生年金保険料の控除額等を記憶

しておらず、また、関連資料等も保有していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月29日から28年12月まで
私は、昭和26年9月1日から28年12月までA社（現在は、B社。）
C事業所に勤務し、F施設でG関係の仕事をしていた。

A社を退職後、失業保険を受けた記憶があるのに、社会保険庁の記録では厚生年金保険の加入期間が4か月しかなく、資格喪失日が昭和27年1月29日とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A社C事業所において申立期間に記録のある同僚の多数が、昭和27年7月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付けでE事業所において同被保険者の資格を取得していることが確認できる。

一方、E事業所の厚生年金保険被保険名簿に申立人の名前が無いのは、事業主から社会保険庁の記録どおりに、厚生年金保険の資格を昭和27年1月29日に喪失した届出が提出されたためと考えられる。

また、申立人は、「昭和27年1月ごろ、下宿を引き払い実家に帰った。その後は、実家から片道2時間以上かけて通勤し、臨時雇いとしてF施設の中で働いた。」と陳述している。

さらに、A社は、「申立期間前後の書類を保存していないため、申立人の社員としての在籍確認ができず、勤務実態及び保険料控除の状況は分からない。」としているほか、申立期間に年金記録のある複数の同僚から聴取したものの、申立人を記憶している者が無く、申立人の勤務実態及び保

険料控除について陳述を得ることはできなかった。

なお、申立人は失業保険に加入していたとしているものの、同保険の記録はデータの保存期限を過ぎており、確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 9 月 26 日まで

私は、A社において、昭和 39 年 3 月 1 日から 45 年 1 月 11 日まで勤務したが、そのうちの 39 年 4 月 1 日から 41 年 9 月 26 日までの厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認する書類は残っていない。期間をはっきりしないが、申立人が結婚するかなり前から子供を生んで辞めるまで当社で継続して勤務していたことを覚えている。」と陳述していることから、申立人は申立期間当時、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の保管するA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に資格を喪失し、政府管掌健康保険の被保険者証を返納した「証返」の押印が確認でき、その後、同社において厚生年金保険の被保険者資格を 41 年 9 月 26 日に再取得していることが確認できるほか、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和 41 年 9 月 26 日から 45 年 1 月 10 日までとなっており、申立人がA社で厚生年金保険の資格を再取得した後の加入記録と一致していることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったと考えられる。

加えて、A社の事業主は、「申立期間における厚生年金保険料控除について、加入していない者の給与から保険料を控除することは無い。」と陳述している。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検

索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4474

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 55 年 12 月 20 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に昭和 43 年 2 月ごろから 55 年 12 月まで勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が確認できないとの回答をもらった。同社には同年 12 月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 47 年 9 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっていることから、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立人の国民年金に係る記録をみると、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの納付記録が確認できるほか、54 年 4 月から 58 年 3 月までの申請免除の記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は昭和 47 年 9 月 1 日の資格の喪失に伴い、健康保険法に基づく継続療養給付を受給したことを示す「法第 55 条該当」との記録が確認できるほか、健康保険被保険者証を返納した旨の押印も確認できることから、申立人は、同日付けで資格を喪失したと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月から20年8月まで

私は、小学校高等科在学中に学徒動員により、昭和18年10月からA市にあったB社でC業務に従事した。また、20年4月からは夜間高校に通いながら同社へ就職したのに、申立期間が厚生年金保険加入期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB社の事業所台帳並視察簿を見ると、申立人の資格取得日は昭和20年4月1日、資格喪失日は同年7月9日と記録されており、当該期間において申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記台帳の申立人の備考欄には「学徒」の記載があり、申立人を含め学徒と記載されている者には、いずれも、労働者年金保険の記号番号が記入されていないことから、申立人のB社における被保険者期間は、健康保険のみの加入であったものと認められる。

また、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）において、学徒動員については健康保険法の適用はあっても、労働者年金保険の被保険者には該当しない取扱いとされていた。

さらに、申立人は、昭和20年4月から同年8月までの期間は、夜間高校に通いながらB社に勤務しており、学徒動員ではなく、就職であったと申し立てている一方、「就職に当たり同社と雇用契約を交わした覚えは無く、昭和18年10月に勤め始めてから、20年8月に同社を退職するまで一度も報酬を受け取ったことは無い。」としている上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料も無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4476

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 12 月まで
厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社。)に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月 11 日から同年 12 月 1 日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の申立期間当時の社会保険担当者は、「従業員の社会保険加入手続は、雇用保険だけを入社時に行い、厚生年金保険については、3か月の試用期間経過後に、長期継続勤務が可能と判断した者に限り入社時にさかのぼって被保険者資格を取得するよう手続を行っていた。」としている。また、同担当者は、「一部の従業員は、給与の手取額が減ることを理由に厚生年金保険に加入しなかった。」と陳述していることから、同社では、必ずしも従業員全員を雇用保険と厚生年金保険を同時に加入させていた訳では無いことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無いところ、健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、B社は、「申立期間当時の資料を保有していないことから、厚生年金保険料控除については不明。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から39年11月1日まで

私は、昭和37年4月ごろから39年10月末ごろまで、A社（現在は、B社。）に勤務し、同社本社ビルでC業務に従事していた。

社会保険庁の記録では、A社での勤務期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、当時の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の同社での在籍が確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、申立人の同社での在籍に関する陳述を得ることはできなかった。

また、申立人は、A社でC業務に従事していたということを除き、同社での明確な勤務時期及び所属部署名を記憶していない上、上司及び同僚の名前を記憶していないことから、同社での申立人の在籍状況及び勤務実態に関する陳述を得ることができない。

さらに、B社及びD健康保険組合（当時は、E健康保険組合。）は、「申立期間当時の資料等は廃棄済みのため、A社での申立人の在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨回答している。

加えて、申立人は、「A社での雇用上の身分は、アルバイトだったかもしれない。」と陳述しているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から同社での被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、アルバイトとして勤務した後、社員として採用された。アルバイトとして勤務していた期間は厚生年金保

険に未加入だったと思う。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から同年 10 月ごろまで

私は、昭和 39 年 3 月から同年 10 月ごろまで A 事業所に B 職として勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A 事業所での勤務期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

A 事業所に就職してから退職するまでの給与から厚生年金保険料が控除されており、同事業所での私の厚生年金保険加入記録が無い原因は、同事業所が私の被保険者資格の取得手続と保険料の支払をしていなかったためだと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管する A 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により同事業所での在籍が確認できる同僚の証言から、申立人が、期間は特定できないものの、同事業所に勤務していたことは推定できる。

しかし、A 事業所は、昭和 39 年 11 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主の所在も不明であり、申立人の勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述を得ることができない。

また、申立人が A 事業所での事務担当者として名前を挙げた同僚からも、申立人の勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立人及び A 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できる同僚は、「B 職の給与は、固定給プラス歩合給制であった。同事業所では、B 職の離職率が高く、短期間で退職する者もいた。」旨陳述している一方、当該同僚は、「私自身は、B 職ではなく C 職であり、給与は固定給だったので、

厚生年金保険に加入できたのだと思う。」と陳述しているところ、当時の事情を照会できた同僚の中には、申立人と同一職種であるB職は見当たらず、同事業所でのB職に係る厚生年金保険の取扱いに関する陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 27 日から 45 年 7 月 21 日まで
② 昭和 45 年 10 月 1 日から 47 年 2 月 21 日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和 34 年 3 月 27 日から 45 年 7 月 21 日までの期間及びB社に勤務していた同年 10 月 1 日から 47 年 2 月 21 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

そこで、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、記載内容に疑義は認められないとともに、申立人の脱退手当金は、同請求書に記載された申立人の実家の住所地に近いC郵便局での隔地払い（通知払い）となっていることが確認でき、申立人の脱退手当金の支払通知書は、申立人の実家の住所地宛に送付され、同郵便局で脱退手当金を受領したと考えるのが自然である。

また、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和47年6月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から同年11月21日まで
社会保険庁の記録では、A社で勤務していた昭和33年8月1日から同年11月21日までの厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

私は、A社を退職後、昭和35年2月1日から37年12月21日まで勤務したB社を退職した際に、脱退手当金を受給した記憶はあるが、A社を退職した際には、脱退手当金の請求手続はしておらず、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職後、同社での勤務期間に係る脱退手当金を受給したが、同社の前に勤務したA社での勤務期間に係る脱退手当金は受給していないとしている。

しかし、B社及びA社における申立人の厚生年金保険被保険者記録は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていたことから、B社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金のみを支給するのは不自然である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金の計算の基礎となった厚生年金保険被保険者期間は、B社及びA社における厚生年金保険被保険者期間を合計した期間（37 か月）であることが確認できる上、申立人の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和38年4月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から 42 年 7 月 21 日まで
② 昭和 43 年 7 月 20 日から 45 年 4 月まで

私は、昭和 35 年 5 月から約 10 年間、A社の当時の社長宅において、住み込みでC業務に従事していた。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和 40 年 9 月 1 日から 42 年 7 月 21 日までが厚生年金保険の未加入期間となっている上、45 年 4 月ごろに退職したにもかかわらず、被保険者資格喪失日が 43 年 7 月 20 日となっている。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の社長の子二人の陳述から、申立人が、申立期間①及び②当時に同社社長宅でC業務に従事していたことは推定できる。

しかし、A社の当時の社会保険事務担当者は、「社長の自宅で働いていた者の厚生年金保険の適用については社長の指示に従っていた。社長の指示が無いのに、被保険者資格の取得届及び喪失届を行うことはなく、申立人に関しても、社会保険庁の記録どおりの届出を行っていると思う。また、厚生年金保険の未加入期間の保険料を控除することはないため、申立期間①及び②の申立人の保険料は控除していないはずである。」と陳述している。

また、A社の当時の社長は既に死亡しているため、申立期間①及び②における申立人の厚生年金保険の取扱状況及び保険料の控除の状況に関する陳述が得られない上、同社長の子二人も、「申立人の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除に関することまでは分からない。」旨陳述している。

また、申立期間①について、管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社での申立人の昭和 42 年 7 月 21 日の被保

険者資格の再取得時の健康保険の整理番号は、申立期間①直前までの被保険者期間とは別番号となっていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、申立期間②について、A社が加盟する昭和42年10月1日に設立されたB厚生年金基金の記録をみると、申立人の被保険者資格喪失日は43年7月20日となっており、社会保険庁の記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年から 56 年ごろまでのうち約 1 年間

私は、昭和 55 年から 56 年ごろに A 社で勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A 社に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での申立期間当時の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は、私が入社した昭和 56 年 4 月から 2 か月又は 3 か月後に入社し、半年間ぐらい勤務して退社したと思う。」と陳述していることから、申立人が同社に在籍していたことは推定できる。

しかし、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主等とも連絡が取れない上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述を得ることはできなかった。

また、申立人は、「当時、私が在籍していた B 部門には、私自身を含めて 4 人の女性がいた。」旨を陳述しており、昭和 56 年 4 月に入社したとする上記同僚も、「B 部門に勤務していた女性は 4 人だったと思う。」と陳述しているところ、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間のうち、同年 4 月以降の期間において、同社での厚生年金保険被保険者記録を有する女性は、申立人が上司として名前を挙げた 2 人のみであることが確認でき、申立人以外の同僚 1 人の同社での被保険者記録も見当たらない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 30 日まで
② 昭和 42 年 10 月 1 日から 47 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 8 月 1 日から 52 年 4 月 30 日まで

私は、昭和 35 年 4 月から 41 年 8 月まで A 事業所に、また、42 年 10 月から 52 年 4 月まで B 事業所に勤務していた。社会保険庁の記録では、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤めていたことは間違いないので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の昭和 35 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 30 日までの期間については、事業主及び同僚の証言により、申立人は当時、A 事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 3 月 1 日であり、それ以前の時期については適用事業所となっていない。

また、事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入していないため保険料控除はしていない。」と陳述しており、A 事業所で申立期間①当時から勤務していた同僚 1 名は、昭和 36 年 4 月から平成元年 2 月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②の昭和 42 年 10 月 1 日から 47 年 8 月 1 日までの期間については、社会保険事務所の記録では、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 8 月 1 日であることから、同事業所は適用事業所となっていない。

また、申立期間②当時に B 事業所で勤務していた同僚 3 名は、当該期間中には国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③の昭和47年8月1日から52年4月30日までの期間については、同僚の証言から、申立人は、B事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間③当時におけるB事業所の従業員数について、同僚9名から「5名から10名であった。」との陳述が得られたが、同事業所に係る厚生年金被保険者名簿で同期間に名前が確認できる被保険者数は、4名から7名であり、また、申立人が記憶している同僚5名のうち、4名は同被保険者名簿に名前を確認できないことから、同事業所では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「夜間勤務が始まる前に1日の勤務を終えていた。また、昭和50年ごろから2年間、毎日午後1時から5時までC専修学校に通い、52年4月にE業務の資格を取得した。」と陳述しており、昭和51年4月1日に被保険者資格を喪失している同僚1名は、「退職(資格喪失)後、約半年間、短時間勤務した。」としているが、その期間の被保険者記録が無いことから、事業主は、短時間勤務者について厚生年金保険に加入させていなかったことが推察される。

加えて、事業主は、「当時の資料は残っておらず、申立人に係る厚生年金保険の届出、保険料控除等については不明である。」と回答している。

このほか、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月25日から30年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和29年6月から33年6月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人について、昭和29年9月25日に被保険者資格の喪失に伴って健康保険証が返納されたことを示す「証返」の記載が確認でき、その後、申立人が被保険者資格を取得した同年6月1日時点で、前回付与されていた厚生年金保険の記号番号により30年3月1日に同社で被保険者資格を再取得しており、この期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人以外にも昭和29年6月1日に被保険者資格を取得している者が6人いるが、このうち4人は、申立人と同じく同年9月に被保険者資格を喪失しており、いずれも健康保険証が返納されたことを示す「証返」の文字が確認でき、この中の1人は、その後、30年4月6日に同社で被保険者資格を再取得している。

以上の事情から、A社では、昭和29年9月に14人在籍していた厚生年金保険被保険者のうち、5人もの被保険者が資格の喪失の手續を要する何らかの事情が生じたことが推察される。

さらに、A社は、昭和33年6月10日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、当時の事業主等については生存状況を含めて所在が不明であることから、これらの者から申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 45 年 1 月 1 日から 47 年 12 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社及びB社に勤務していた期間の加入記録が無いとの回答をもらった。A社の元上司及びB社の代理店を経営していた者の証言書に記載されているとおり、当該事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出した元上司の証言書により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間①において社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、公共職業安定所に雇用保険の適用事業所としての記録も無い。

そして、A社の事業主等の連絡先は不明であり、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人がA社で同僚であったとする4名のうち2名は、申立期間①において、ほかの事業所において厚生年金保険の加入記録があることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人が提出したB社の元代理店経営者の証言書により、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所において、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和46年7月1日であり、同年6月30日以前の申立期間については、同社は適用事業所となっていない。

また、B社は、昭和54年12月2日に解散しており、事業主及び役員の連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②を含む昭和46年7月1日から48年1月にかけて、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 30 日から 60 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額の記録(11万円ないし12万6,000円。)が、実際の給与額(約24万円)と大きく異なっていた。当時の給与明細書は無いが、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比べて低いと申し立てており、申立人自身の給与明細書等の資料を保管していないが、同僚の給与明細書を所持しているので、これにより申立期間の標準報酬月額を訂正してほしいと申し立てている。

しかし、申立人から提出された当該同僚の平成3年1月及び4年6月の給与支払明細書に記載されている総支給額は約31万円及び約33万円であり、社会保険庁の標準報酬月額19万円及び20万円と比べて大きく異なっているものの、当該給与支給明細書で控除されている厚生年金保険料を基に標準報酬月額を算出してみると、社会保険庁の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、社会保険庁の記録における申立人の申立期間当時の標準報酬月額(11万円ないし12万6,000円)は、ほかの従業員の標準報酬月額と大きく相違していない金額となっている上、申立人が主張する標準報酬月額(約24万円)となっている従業員は見られない。

以上の事情から、A社は、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。